

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画
こどもの貧困の解消に向けた対策計画
子ども・若者計画

子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町

嵐山町こども計画

〔令和7（2025）年度～令和11（2029）年度〕

令和7年3月
嵐山町

はじめに

嵐山町長に就任して以来、「人が宝のまちづくり」をモットーに、町民の皆様をはじめ多くの方々とともに、健康で、生きがいを感じ、将来に対し夢と希望を持てる地域づくり、まちづくりに邁進してまいりました。特に子どもたちは、町の将来を担う大切な「宝」であり、保護者のみならず地域全体で育むべき「宝」であると思っております。しかしながら、本町においても少子化による出生数の減少は課題であり、今後もさらなる少子化対策、子育て支援施策を推進しなければなりません。



子育て施策推進の基本となる計画として、町では「子どもも大人も、未来志向になれるまち」を基本理念とする「嵐山町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年度に策定し、子育て支援事業を実施して参りました。この計画は令和6年度が終期となるため、次期計画を令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、他の子育て関連計画と統合した「嵐山町こども計画」としてここに策定します。本計画の策定に際しては、就学前のお子さんから25歳までの若者の意見を聴取し計画に反映させていただきました。今後もこども・若者のみなさんの声を聴き、意見を表明する機会の確保に努め、施策に反映する取組を推進していきます。

また、令和5年12月に制定された「こども大綱」において、こどもや若者の視点に立って、当事者の意見を政策に反映する社会ビジョンとして「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、町でも「嵐山町こども計画」の策定を機に、「こどもまんなか社会」の趣旨に賛同し、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するために「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、さらなる子育て支援施策の推進に取り組んで参ります。

結びに、本計画を策定するにあたり、計画内容について審議・検討をいただいた「嵐山町子ども・子育て会議」の委員の皆様、アンケート調査及びこどもの意見聴取にご協力いただいた子育て中の保護者の皆様、こども・若者、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

嵐山町長 佐久間 孝光

〈 目 次 〉

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
(1) こども・子育てに関する法律や制度の動き	2
(2) 主な法律や制度の概要	5
3 計画の位置づけ	8
4 他の計画との調和等	9
5 計画の期間	10
第2章 こどもと家庭、若者を取りまく現状	11
1 統計からみた本町の現状	11
(1) 人口の推移	11
(2) 出生の動向	12
(3) 婚姻の動向	13
(4) 女性の就業状況	14
(5) 人口推計	15
2 子育て支援サービスなどの現状	16
(1) 保育所（園）などの状況	16
(2) 子育て支援サービスの状況	18
(3) 幼稚園の状況	20
(4) 小学校・中学校の状況	20
(5) 障害児通所施設の状況	21
(6) 児童虐待などの現状	22
3 ニーズ調査結果からわかる現状	23
(1) 子育て環境について	24
(2) 保護者の就労状況について	25
(3) 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況について	26
(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方について	27
(5) 子ども・子育て全般について	28
4 こども・若者の意見聴取結果	29
(1) 就学前児童の結果	30
(2) 小・中学生・16歳以上の結果	32
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念	35
2 基本理念の達成に向けた指標	36

3	計画の基本目標	37
4	施策の体系	39
第4章 施策の展開		40
基本目標1	ライフステージに応じた支援	40
(1)	妊娠・出産～乳幼児期の支援	40
(2)	乳幼児期～学童期の支援	50
(3)	学童期～思春期の支援	56
(4)	思春期～青年期の支援	62
(5)	ライフステージ全般の支援	64
基本目標2	子育て当事者への支援	69
(1)	子育て支援のネットワークづくり	69
(2)	子育て情報の提供・相談事業の充実	70
(3)	職業生活と家庭生活との両立の推進	72
基本目標3	特に支援を要するこども・若者やその家庭への支援	74
(1)	経済的に困難な家庭のこども・若者への支援	
	【こどもの貧困の解消に向けた対策計画】	74
(2)	児童虐待防止対策の充実	75
(3)	ひとり親家庭の自立支援の推進	77
(4)	障害児施策の充実	79
(5)	ヤングケアラーへの支援	80
第5章 子ども・子育て支援事業計画		81
基本目標4	幼児期の教育・保育、および地域における子育て支援の充実	81
◎	子ども・子育て支援制度の概要	81
(1)	教育・保育提供区域の設定	84
(2)	教育・保育施設の充実	84
(3)	地域子ども・子育て支援事業の推進	87
第6章 計画の推進体制と進捗管理		96
1	計画の推進体制	96
2	教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保	96
(1)	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性	96
(2)	地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策	97
(3)	認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策	97
(4)	市町村間及び県との間の連携方策	97
3	計画の点検・評価などの進捗管理	98
4	こども・子育て支援事業債の活用	99

付 資料編	100
1 策定の経緯	100
2 嵐山町子ども・子育て会議条例及び名簿	101

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

全ての子ども・若者¹が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、つまり「子どもまんなか社会」を目指していくことが求められています（「子ども大綱」 5ページ参照）。

嵐山町では、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」に基づき、少子高齢化の進展や核家族化、地域の見守りやコミュニティの希薄化、女性の社会進出の増加など、子どもを取り巻く社会情勢の変化へ対応すべく、社会全体で子どもが健やかに心豊かに育まれる環境づくりを推進してきました。

平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定されると、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。本町では、効率的・効果的な子育て支援施策の展開を目指し、「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」を一体化した『嵐山町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる地域のために、子どもと子育てを全力で応援してきました。

全国的に、子ども・子育て施策は、待機児童が大きく減少するなど一定の成果はあったものの、少子化傾向には歯止めがかかっていない状況にあり、子どもの貧困、ヤングケアラーといった問題が顕在化していると言われていています。本町も例外ではないかもしれません。

このような背景の中、令和2年度を始期とする第2期『嵐山町子ども・子育て支援事業計画』は、令和6年度をもって計画期間が終了しますが、計画期間中には、「子ども基本法」の成立（5ページ参照）、子ども家庭庁の発足など、子ども・子育て施策における国の大きな動きがありました。本町も、国あるいは県の動向に呼応し、町を取り巻く新たな課題等の解決に向け動く必要があります。

そのため、『嵐山町子ども・子育て支援事業計画』の後継・発展計画として、妊娠・出産期から乳幼児期、学童期、思春期、青年期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していくという考えのもとに、『嵐山町子ども計画』へと名称を変更して、新しい計画を策定することといたしました。

¹ 本計画では、子ども基本法や子ども大綱と同様に、主に「子ども」や「子ども・若者」という用語を使用します。しかし、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であるため、施策によっては、「児童」、「生徒」、「少年」、「子ども」、「子供」、「若者」、「青少年」等の用語を併用しています。

2 計画策定の背景

(1) こども・子育てに関する法律や制度の動き

近年のこども・子育てに関する法律や制度の動きは、次のようになっています。

①国の動向

	法律・制度等	内容
平成27年	子ども・子育て支援法関連3法施行	○子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成30年	子ども・子育て支援法等の一部改正	○保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定、子どもの利用者負担の引き下げ
令和元年	子供の貧困対策に関する大綱（第2次）改定	○学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ○妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ○生活困窮家庭の親の自立支援
令和2年	少子化社会対策大綱（第4次）改定	○「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ○結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和3年	子供・若者育成支援推進大綱（第3次）改定	○全ての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和4年	児童福祉法等の一部改正	○包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ○児童相談所等による支援、妊産婦等への支援の質の向上 ○自立支援の強化 ○児童の意見聴取等の仕組みの整備 ○一時保護等の判断に関する司法審査の導入 ○こども家庭福祉の実務者の専門性の向上 ○性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化等
	こども基本法成立（令和5年4月1日施行）	○子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法 ○施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保

	法律・制度等	内容
令和5年	こども家庭庁の設置	○こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁が創設
	こども大綱の閣議決定	○こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等 ○少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の3大綱を一元化
	こども未来戦略の閣議決定	○若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す
令和6年	こどもまんなか実行計画の決定	○こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	○令和17年（2035年）3月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正	○ライフステージを通じた経済的支援の強化 ○全ての子ども・子育て世帯への支援の拡充 ○共働き・共育での推進 ○給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	○法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とする。 ○こども大綱の記述を踏まえて、目的及び基本理念において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化

②県の動向

	計画等	内容
令和2年	埼玉県子育て応援行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の少子化対策や子育て支援策の内容、目標等を明確にするために策定 ○子供を産み育てることに希望を持てる社会を目指し、「子供を安心して生み育てられる環境を整備する」、「地域全体で子供と子育て家庭を応援する」、「すべての子供の健全な成長と社会的自立を促す」といった3つの方向性に基づき施策を展開
令和5年	埼玉県青少年健全育成・支援プラン	<ul style="list-style-type: none"> ○「子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現」を基本理念として掲げ、子供・若者を取り巻く現状や課題等の解決を目指すために、「すべての子供・若者の健やかな育成と自立支援」、「困難を有する子供・若者への支援」、「子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備」の3つを基本目標のもと、取組を推進
	こどもまんなか応援サポーター宣言	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭庁の「子供たちのために何がもっともよいことかを常に考え、子供たちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現する」という「こどもまんなか宣言」の趣旨に共感・賛同し、こどもまんなか応援サポーターを宣言
令和7年	埼玉県こども・若者計画(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> ○こども・若者、子育て支援に関連する法律等に基づく計画として策定 ○「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会」、「こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会」、「こどもを生み育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられる社会」の3つの将来像を掲げ、施策を展開

(2) 主な法律や制度の概要

① こども基本法

「こども基本法」は、令和4年6月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として成立しました。

同法では、目的やこどもの定義²（第2条）、6つの基本理念が掲げられているほか、市町村はこども計画を作成することが努力義務とされている（第10条）とともに、こども施策の策定・実施・評価に、こども・こどもを養育するもの等の意見を反映させるための必要な措置を講じること（第11条）が示されています。

こども基本法の概要	
<p>目的</p> <p>日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。</p>	
<p>基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保 ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備 	
<p>責務等</p> <p>○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力</p>	<p>こども政策推進会議</p> <p>○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大綱の案を作成 ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進 ③ 関係行政機関相互の調整 等 <p>○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる</p>
<p>白書・大綱</p> <p>○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定 <small>（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/こどもの貧困の解消に向けた対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）</small></p>	<p>附則</p> <p>施行期日：令和5年4月1日 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討</p>
<p>基本的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備 ○ 関係者相互の有機的な連携の確保 ○ この法律・児童の権利に関する条約の周知 ○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等 	

資料：こども家庭庁

② こども大綱

「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたものです。これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものです。

² 「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしているように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者であることを指しています。

本計画の冒頭でも触れた、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」について具体的に示されています。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変え、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

（*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。）

2

資料：こども家庭庁

その次に、「こども施策に関する基本的な方針」として、① こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、② こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、③ ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、⑥ 施策の総合性を確保することの6点が掲げられています。

このほか、「こども施策に関する重要事項」や「こども施策を推進するための必要な事項」も記載されています。

③こども未来戦略と改正子ども・子育て支援法

「こども未来戦略」は、これまでの少子化対策を踏まえ、若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止め、3.6兆円程度に及ぶ、前例のない規模での政策強化の具体策を盛り込んだ戦略です。

令和6年度からの3年間を集中取組期間と位置づけ、その期間に実施する具体的な政策を「こども・子育て支援加速化プラン」として示しています。

子ども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

参考資料1

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

児童手当の拡充	妊娠・出産時からの支援強化	出産等の経済的負担の軽減	高等教育（大学等）									
<p>給付額の引き上げは2024年10月1日（2024年10月分）から実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 所得制限を撤廃 ✓ 高校生年代まで延長 すべての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化 ✓ 第3子以降は3万円 <table border="1"> <tr> <th>支給金額</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳～高校生年代</th> </tr> <tr> <td>第1子・第2子</td> <td>月額1万5千円</td> <td>月額1万円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>月額3万円</td> <td>* 多子加算のカウント方法を再見直し</td> </tr> </table> <p>→ 3人の子がいる家庭では、総額で最大400万円の増の1100万円</p>	支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代	第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円	第3子以降	月額3万円	* 多子加算のカウント方法を再見直し	<p>2025年度から実施中（2025年度から創設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 出産・子育て応援交付金 10万円相当の経済的支援 ① 妊産婦一時（5万円相当） ② 出生届出時（5万円相当×子どもの数） ✓ 伴走型相談支援 様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる → 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援 <p>子育てで世帯への住宅支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公営住宅等への優先入居等 子育て10年間で計30万円 	<p>2025年度から実施</p> <p>STEP 1 出産育児一時金の引き上げ 42万円 → 50万円に大幅引き上げ 「費用の見える化」・「環境整備」</p> <p>STEP 2 出産費用の保険適用の検討 2026年度安胎費に適用</p> <p>✓ フラット35の金利引下げ 子どもの人数に応じて最大1%（5年間の引下げ） 2024年7月から実施</p>	<p>2024年度から実施</p> <p>✓ 大学等の高等教育費の負担軽減を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充 ✓ 多子世帯の学生等については授業料等を無償化 ✓ 貸与型奨学金の月々の返還額を減額できる制度の収入要件等を緩和 ✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入
支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代										
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円										
第3子以降	月額3万円	* 多子加算のカウント方法を再見直し										

2. 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 「子ども誰でも通園制度」を創設
 - ・ 月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み
 - ※2024年度から本格実施を見越した試行的事業を実施（2023年度からの実施も可能）
※2025年度から制度北・2026年度から給付化し全国で自治体で実施
- ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ
 - ・ 76年ぶりの配置改善：（4・5歳児）30対1→25対1（1歳児）6対1→5対1
 - ・ 民間給食と動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善
 - ・ 「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充
- ✓ 多様な支援ニーズへの対応
 - ・ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化
 - ・ 児童扶養手当の拡充

3. 共働き・子育ての推進

育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ（2030年）
→ 男性育休を当たり前 ※2022年度：17.13%

- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
・ 業務を代替する周囲の社員への助成手当支給の助成拡充
- ✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に

育児期を通じた柔軟な働き方の推進

- ✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置
- ✓ 時短勤務時の新たな給付

注）上記項目のうち、法律改正が必要な事項は、所要の法案を本通常国会に提出。1

資料：内閣官房

そして、「子ども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「改正子ども・子育て支援法」が令和6年6月に成立しました。具体的には、児童手当の抜本的拡充、妊婦のための経済的負担軽減、「子ども誰でも通園制度」の創設などのほか、「財政基盤の確保と見える化の推進」が盛り込まれています。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案のポイント

子ども未来戦略<加速化プラン>に基づく給付等の拡充

◎は支援納付金充当事業

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

- 児童手当の抜本的拡充 (◎) ⇒ 全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化 [令和6年10月分から]
 - ・ 所得制限を撤廃
 - ・ 高校生年代まで延長
 - ・ 第3子以降は3万円

+ 支給回数を年6回に

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等による経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し
- 妊婦のための支援給付の創設 (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

2. 全ての子ども・子育て世帯への支援の拡充

- 妊婦等包括相談支援事業の創設 [令和7年4月]
 - ・ 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
- 乳児等のための支援給付（子ども誰でも通園制度）の創設
 - ・ 月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能
- 児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ [令和6年11月分から]

3. 共働き・子育ての推進

- 出生後休業支援給付（育休給付率を手取り10割相当に）
 - ・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進
- 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）
 - ・ 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給
- 育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。

給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

- 支援金制度の創設 ～少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み～
 - ・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入（8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※）。医療保険料とあわせて徴収
 - ・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
 - ・ 令和6～10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特別債を発行
- 子ども・子育て政策の見える化の推進
 - ・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設（子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定）

※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安

資料：子ども家庭庁

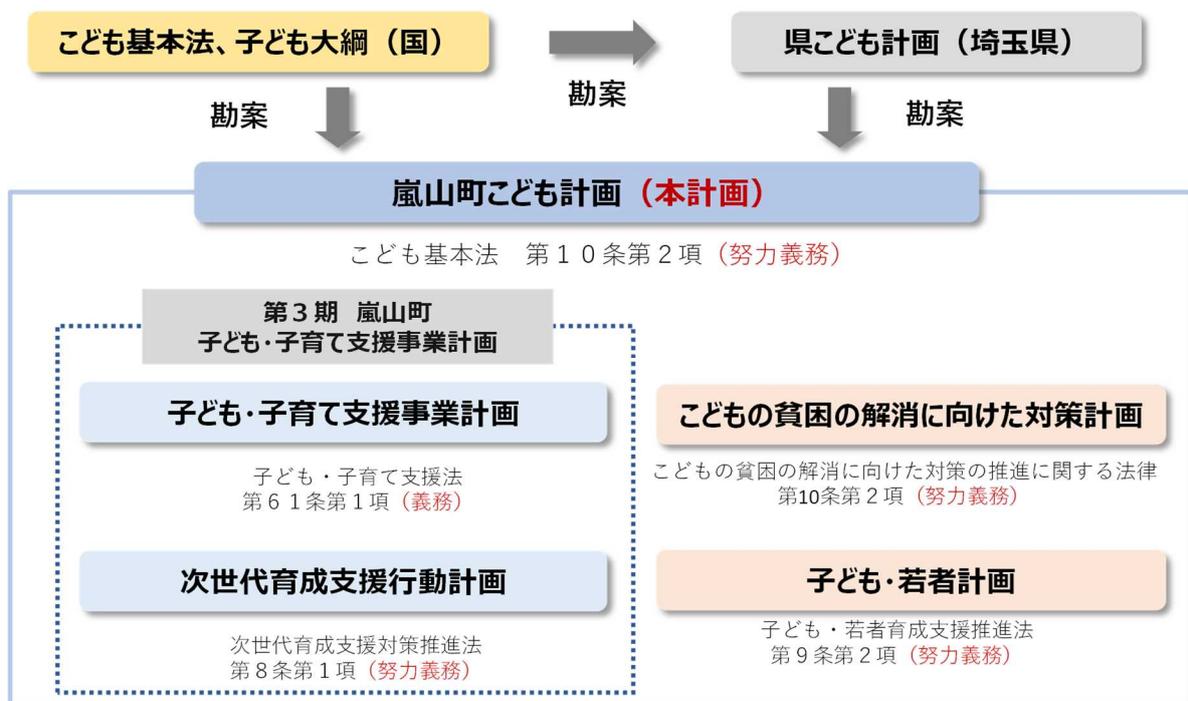
3 計画の位置づけ

①法令等の根拠

本計画は、こども・若者、子育て支援に関連する次の法律に基づく計画として位置づけます。

また、国、県の関連計画等との整合性が保たれたものとしします。

- ▶ こども基本法に基づく、「市町村こども計画」
- ▶ 子ども・子育て支援法に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ▶ 次世代育成支援対策推進法に基づく、「市町村行動計画」
- ▶ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく、「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」
- ▶ 子ども・若者育成支援推進法に基づく、「市町村子ども・若者計画」



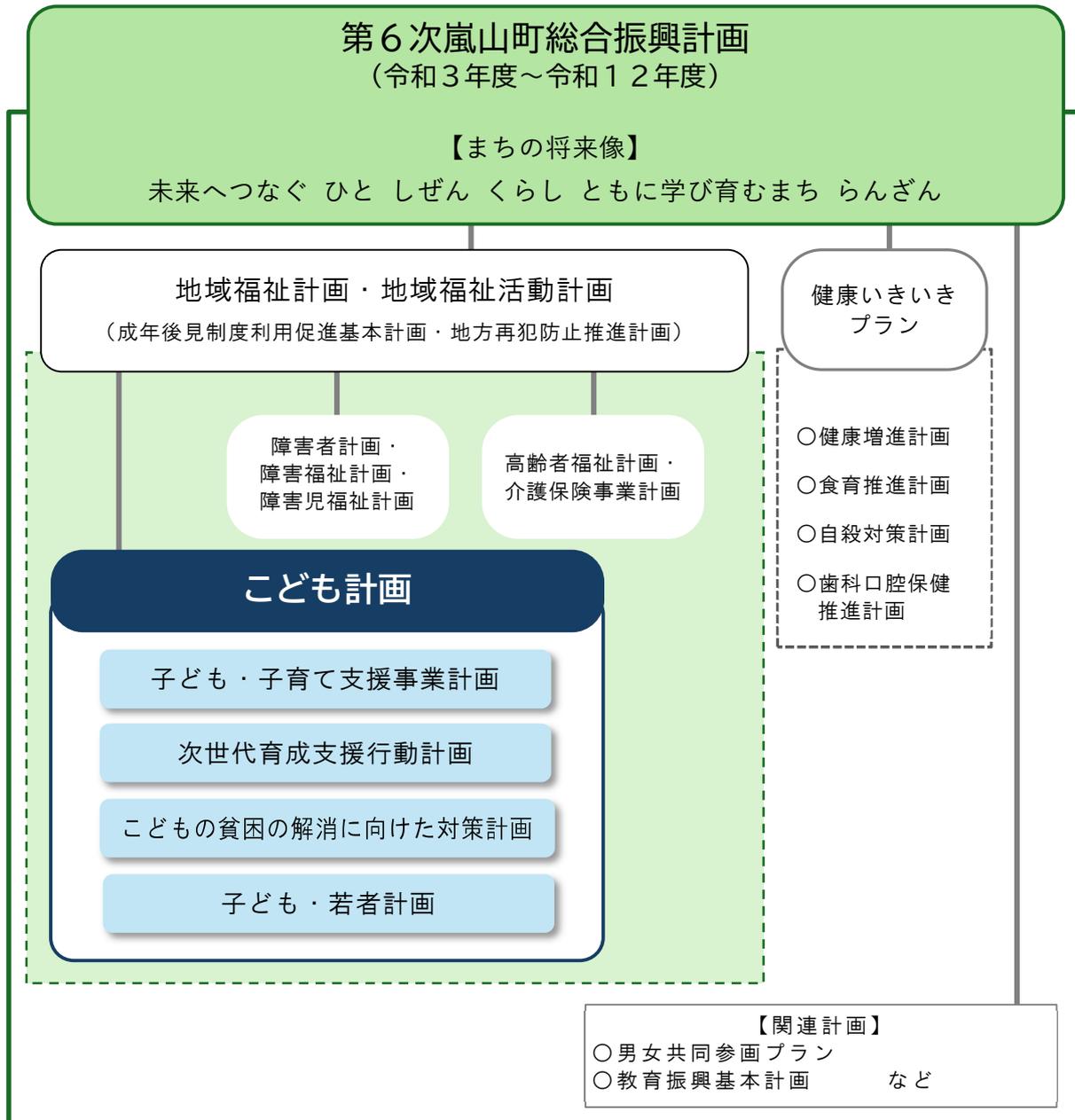
②計画の対象

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含め、すべてのこどもや子育て家庭を対象とします。

こども基本法では、こどもは「心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されていますのでその定義に準じますが、おおよその目安として、こどもは、0歳からおおむね18歳までを、若者は、おおむね13歳から30歳まで（施策によってはおおむね40歳未満まで）を想定しています。

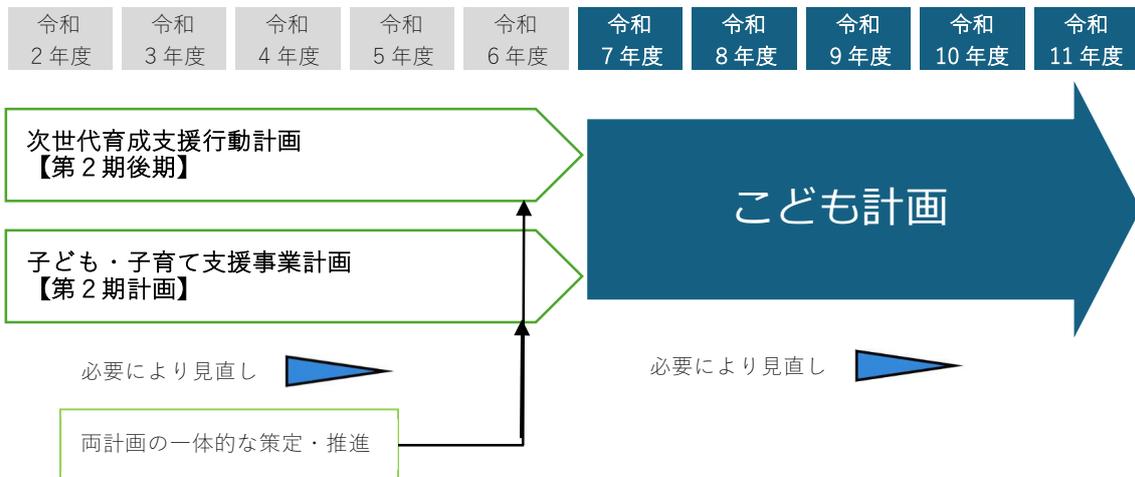
4 他の計画との調和等

本計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「嵐山町総合振興計画」に基づく部門別計画として、子ども・若者、子育て支援に関連する計画を一体的に策定するものです。



5 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。



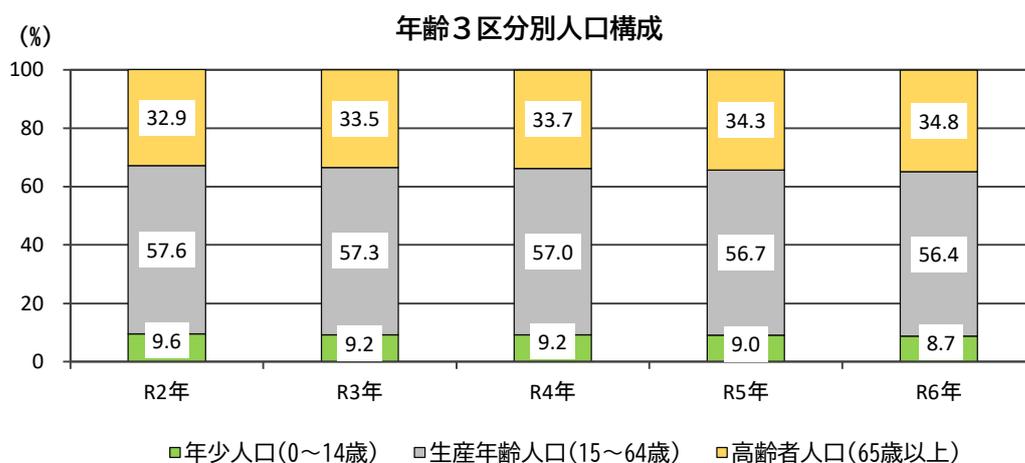
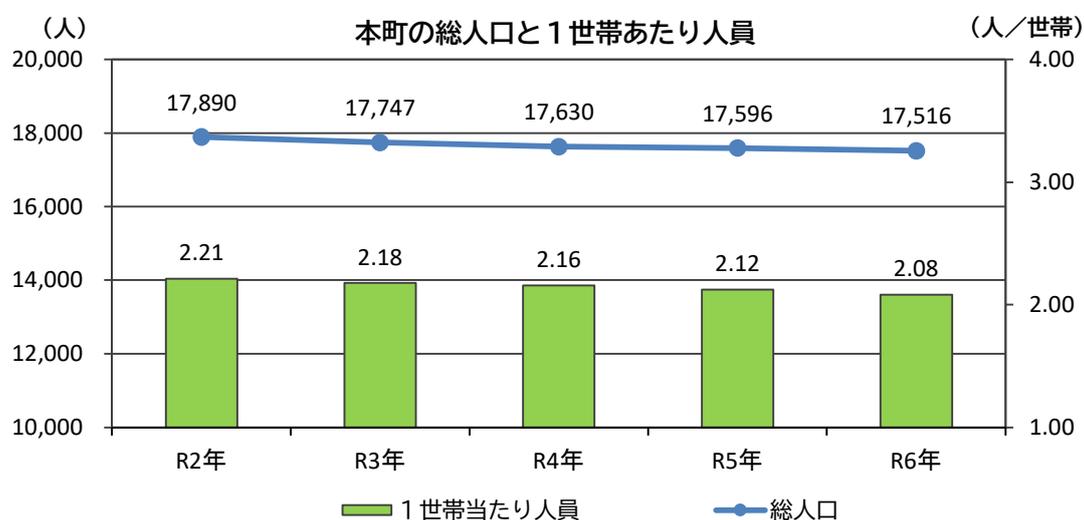
第2章 こどもと家庭、若者を取りまく現状

1 統計からみた本町の現状

(1) 人口の推移

本町の総人口は、減少傾向が続いており、令和6年1月1日現在で17,516人となっています。

また、年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14歳）は、令和6年1月1日現在で1,531人（総人口の8.7%）となっており、令和2年から180人減少しています。

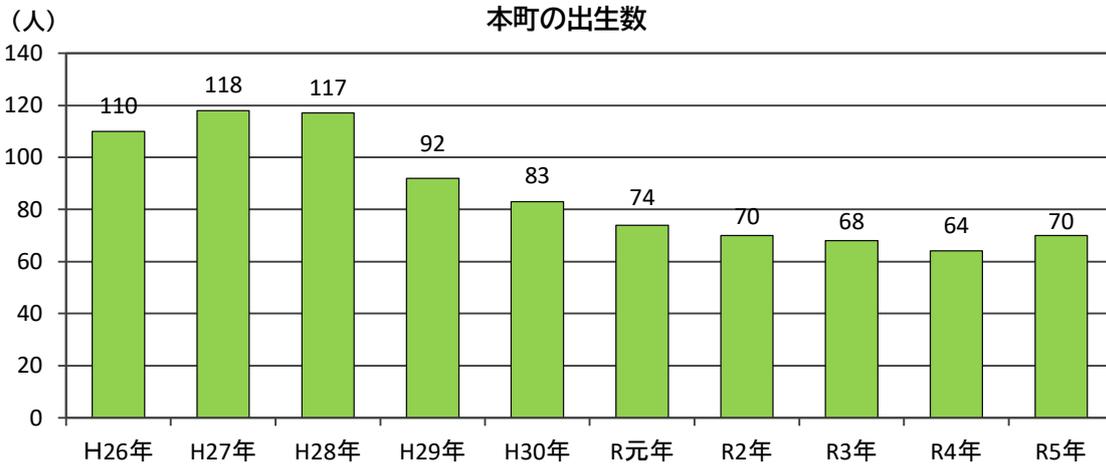


資料：埼玉県_町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

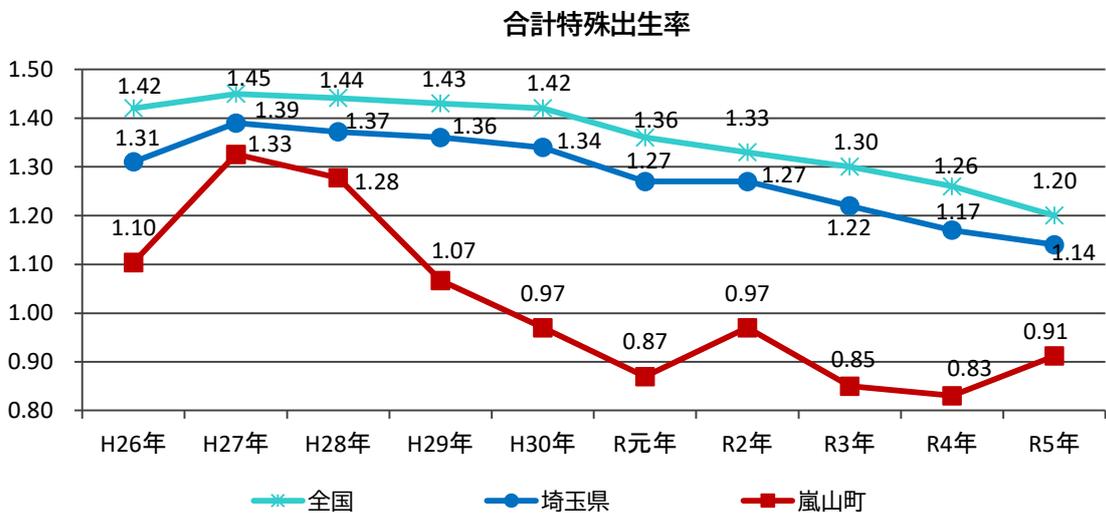
(2) 出生の動向

本町の出生数は、平成29年から100人を下回るようになり、令和になると60～70人台で推移しています。

また、合計特殊出生率³は、全国や県に比べて低い状況にあります。平成29年には1.00を下回るようになり、近年は0.8～0.9台で増減を繰り返しながら推移しています。



資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

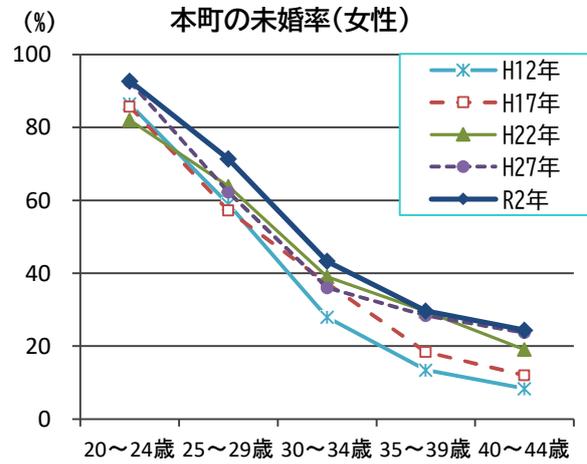
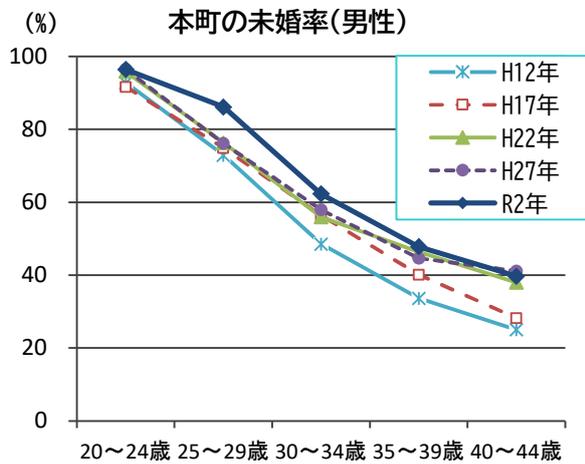


資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

³ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの数とされる。

(3) 婚姻の動向

国勢調査によると、本町の男性及び女性の未婚率は、平成12年度からおおむね増加傾向にあります。平成12年から令和2年にかけて、男女の20～24歳を除いた年代で10ポイント以上上昇しています。



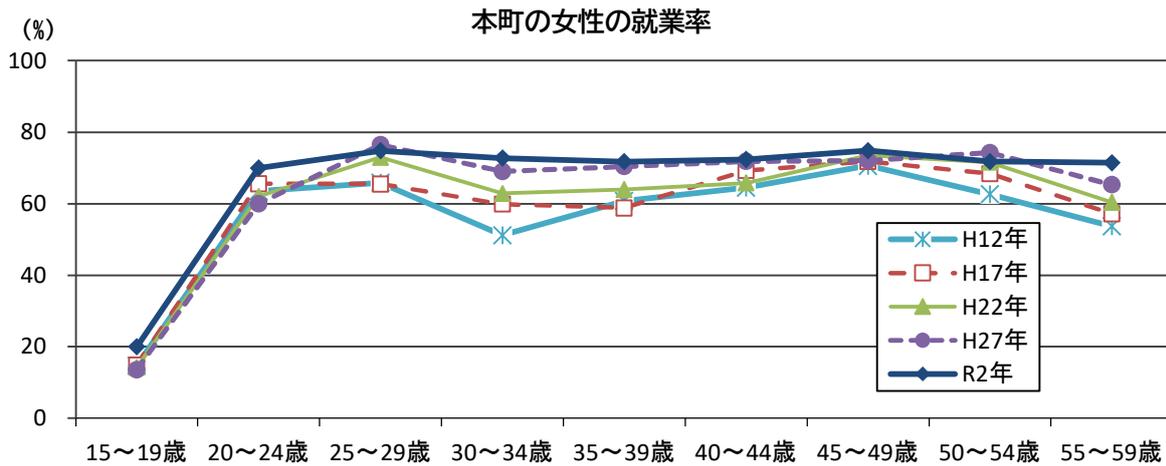
男性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
H12年	92.8%	72.9%	48.5%	33.6%	25.0%
H17年	91.6%	74.9%	56.4%	40.1%	28.2%
H22年	95.8%	76.3%	55.9%	46.4%	38.0%
H27年	96.5%	76.2%	58.0%	44.6%	41.1%
R2年	96.4%	86.1%	62.3%	47.8%	39.7%

女性	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
H12年	86.4%	59.0%	27.9%	13.4%	8.3%
H17年	85.7%	57.2%	37.2%	18.4%	12.0%
H22年	92.0%	63.9%	39.0%	29.6%	19.0%
H27年	92.6%	62.2%	36.0%	28.4%	23.7%
R2年	92.7%	71.4%	43.3%	29.6%	24.4%

資料：国勢調査

(4) 女性の就業状況

国勢調査から本町の女性の就業率をみると、かつては、20歳代半ばと50歳前後に就業率のピークをもついわゆる「M字カーブ」(出産や育児を機にいったん離職し、育児などが終わってから働き出す女性が多い)を描いていました。30～34歳あたりの推移をみるとわかるとおり、国勢調査のたびに「M字カーブ」の谷の部分の部分が浅くなり、令和2年では20歳以上がおおむね横ばいとなっています。

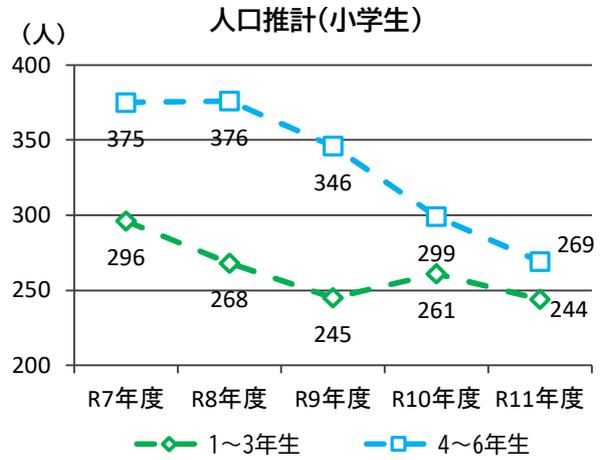
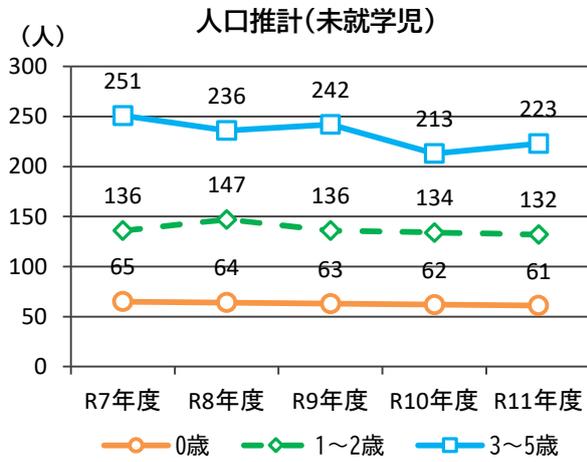


	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
H12年	14.7%	63.5%	65.9%	51.2%	60.8%	64.5%	70.6%	62.7%	53.7%
H17年	14.9%	65.6%	65.5%	59.9%	58.8%	69.3%	71.8%	68.4%	57.2%
H22年	14.2%	62.0%	73.0%	62.9%	64.0%	65.8%	73.5%	71.6%	60.4%
H27年	13.6%	59.9%	76.5%	69.1%	70.4%	71.8%	72.1%	74.3%	65.3%
R2年	20.0%	70.0%	74.8%	72.8%	71.8%	72.3%	74.8%	71.8%	71.5%

資料：国勢調査

(5) 人口推計

本町の未就学児（0～5歳）と小学生（6～11歳）の令和7年度から令和11年度までの人口推計をみると、未就学児及び小学生ともに、おおむね減少が続くと見込まれます。



(人)

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
0歳	65	64	63	62	61
1歳	76	67	66	65	64
2歳	60	80	70	69	68
3歳	97	60	81	70	69
4歳	76	99	61	82	71
5歳	78	77	100	61	83
6歳	85	80	79	102	62
7歳	101	85	80	79	102
8歳	110	103	86	80	80
9歳	133	110	103	86	80
10歳	133	133	110	103	86
11歳	109	133	133	110	103

資料：コーホート変化率法による人口推計

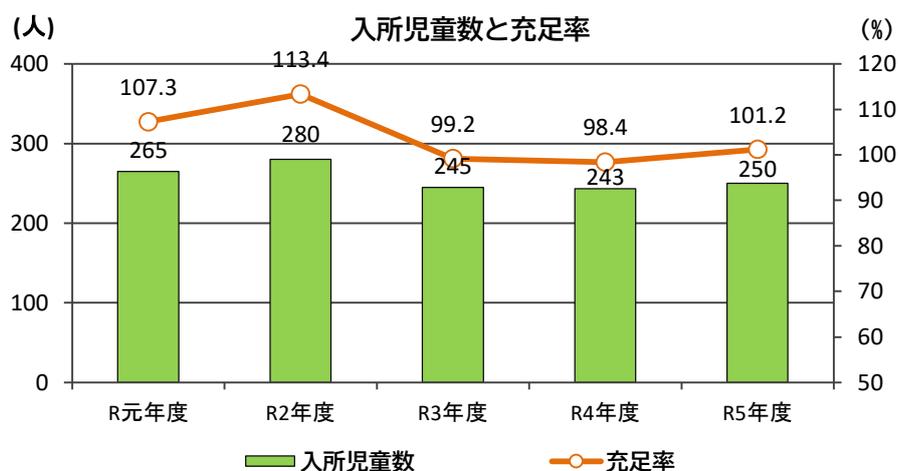
2 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育所（園）などの状況

①保育所（園）入所児童数

本町の令和5年度の保育所（園）の施設数は、私立が4か所となっています。

入所児童数は、令和2年度にピークがみられましたが、令和3年度以降は定員数に近く、充足率が100%前後で推移しています。



区分		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
私立	施設数（か所）	4	4	4	4	4
	定員（人）	247	247	247	247	247
	入所児童数（人）	265	280	245	243	250
	充足率（%）	107.3	113.4	99.2	98.4	101.2

資料：福祉課（各年4月1日現在）。広域受託含む

②保育所待機児童数

本町の国の定義※による保育所待機児童数は、令和元年度に9人でしたが、それ以降は0人となっています。

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
0歳児	2	0	0	0	0
1・2歳児	4	0	0	0	0
3～5歳児	3	0	0	0	0
合計	9	0	0	0	0

資料：福祉課（各年度4月1日現在）

※保育所入所待機児童とは（主なもの）【厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課】

- ・保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条（児童を保育することができないと認められる場合）に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め適切に対応すること。
- ・広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。
- ・いわゆる”入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

③認定こども園の状況

本町では認定こども園は設置されていません。

④地域型保育

- ・事業所内保育施設：たいよう保育所

平成30年1月から企業主導型保育事業として、事業所内保育所が1か所開設されています。

- ・小規模保育施設：めぐみのその保育園

平成30年4月から令和5年3月まで、小規模保育事業として小規模保育所を開設していました。

⑤認可外保育施設等の状況

認可外保育施設として、町内には、アサヒキッズランド嵐山花見台保育園があります。

(2) 子育て支援サービスの状況

①一時預かり事業の状況

一時預かり事業は、令和5年度は1か所で実施しています。延べ利用人数は増減しながら推移し、令和5年度は、ここ5年間で最も少ない175人となっています。

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施施設数(か所)	1	1	1	1	1
利用者数(人)	988	496	353	437	175

資料：福祉課

②障害児保育事業の状況

障害児保育事業は、令和5年度は4か所で実施しています。実障害児数は、令和5年度で4人となっています。

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施施設数(か所)	4	4	4	4	4
実障害児数(人)	3	5	3	6	4

資料：福祉課

③病児・病後児保育事業の状況

本町では、病院・保育所等に付設された専用スペース等での病児・病後児保育事業は実施していません。

ただし、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の中で、病児・病後児預かりに対応しています(令和5年度実績：延べ12人)。

④学童保育(放課後児童クラブ)の状況

本町の放課後児童クラブは、町内の全小学校区(3小学校区)に設置されており、令和5年度は4か所で実施しています。入所児童数は、入所児童数は200人超で一定に推移し、令和5年度は227人となっています。

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
か所数(か所)	4	4	4	4	4
入所児童数(人)	214	210	211	220	227

資料：福祉課(各年4月1日現在)

⑤地域子育て支援拠点事業の状況

地域子育て支援拠点事業は、令和5年度は1か所で実施しています。

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
か所数(か所)	1	1	1	1	1
入所児童数(人)	6,329	3,653	4,557	4,539	4,755

資料：福祉課

※各年度 延べ

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の状況

本町の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、令和3年度の322件から令和4年度は26件と減少し、令和5年度は25件となっています。

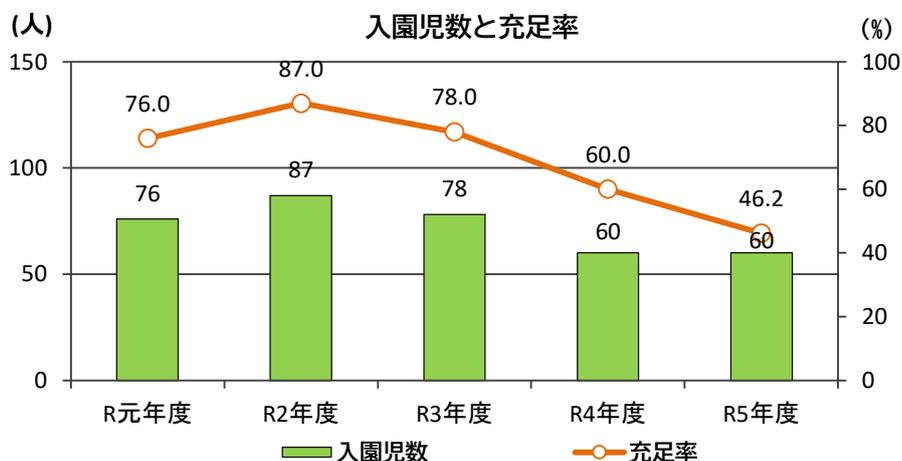
令和4年度からの減少幅が大きいのは、令和3年度まで小学生のお子さんを持つ利用頻度の高い会員がおられました。令和4年度にそのお子さんが中学生になり、退会されたためです。

区分		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
活動件数(件数)		295	286	322	26	25
会員数	提供会員	43	42	42	43	45
	依頼会員	178	168	159	141	130
	両方会員	0	0	0	0	0
	合計	221	210	201	184	175

資料：福祉課

(3) 幼稚園の状況

本町の令和5年度の幼稚園の施設数は、公立が1園となっています。入園児数は、令和4年度に減少が見られ、令和5年度より3歳児保育を開始すると、人数に回復傾向が見られました。



区分		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
公立	施設数 (か所)	1	1	1	1	1
	定員 (人)	100	100	100	100	130
	入所児数 (人)	76	87	78	60	60
	充足率 (%)	76.0	87.0	78.0	60.0	46.2

資料：教育総務課（各年5月1日現在）

(4) 小学校・中学校の状況

①小学校の状況

本町の令和5年度の小学校数は3校となっています。児童数は令和元年度から700人前後で推移しており、令和5年度は692人となっています。

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童数 (人)	699	695	701	705	692
学校数 (校)	3	3	3	3	3

資料：教育総務課（各年5月1日現在）

②中学校の状況

本町の令和5年度の中学校数は2校となっています。生徒数は令和2年度からは360人前後で推移しています。

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
生徒数(人)	412	376	356	354	360
学校数(校)	2	2	2	2	2

資料：教育総務課（各年5月1日現在）

③特別支援学校の状況

特別支援学校へ通学している本町の児童は、令和5年5月1日現在、小学部11人、中学部11人、合計22人となっています。

学校名	在籍児童数		
	小学部	中学部	合計
生徒数(人)	11	11	22

資料：教育総務課（令和5年5月1日現在）

(5) 障害児通所施設の状況

障害児通所施設（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の延べ利用件数は、増加傾向で推移しており、令和5年度は325件となっています。

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援(件数)	30	42	58	43	37
放課後等デイサービス(件数)	165	168	188	268	325

資料：福祉課（各年3月31日現在）

※各年度延べ

(6) 児童虐待などの現状

①児童虐待相談件数

令和5年度の児童虐待相談件数は39件で、そのうち「心理的虐待」が12件、「ネグレクト」が9件、「身体的虐待」が8件となっています。

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談件数	50	10	29	18	39

資料：福祉課

※各年度延べ

○令和5年度の児童虐待認知件数の内訳

区分	0～2歳児	3歳～ 就学前児	小学生	中学生	高校生～ 18歳	合計
身体的虐待	1	1	4	2	0	8
心理的虐待	4	1	4	0	3	12
ネグレクト	1	2	4	2	0	9
性的虐待	0	0	1	0	1	2
合計(件)	6	4	13	4	4	31

資料：福祉課

※延べ

3 ニーズ調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、幼稚園・保育所・学童保育室などの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、町民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査期間

令和6年2月

■調査対象者

未就学児の保護者（抽出日 令和6年2月1日） 557人

■調査結果

有効回収数：290 票 有効回収率：52.1%

■調査結果の見方

- 集計は、小数点第2位を四捨五入しています。そのため、数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- 回答の比率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出しています。そのため、複数回答の質問は全ての比率を合計すると100.0%を超えることがあります。
- 図表中では、“-”を用いていることがあります。それは回答者がいないことを表しています。

■ニーズ調査結果の活用

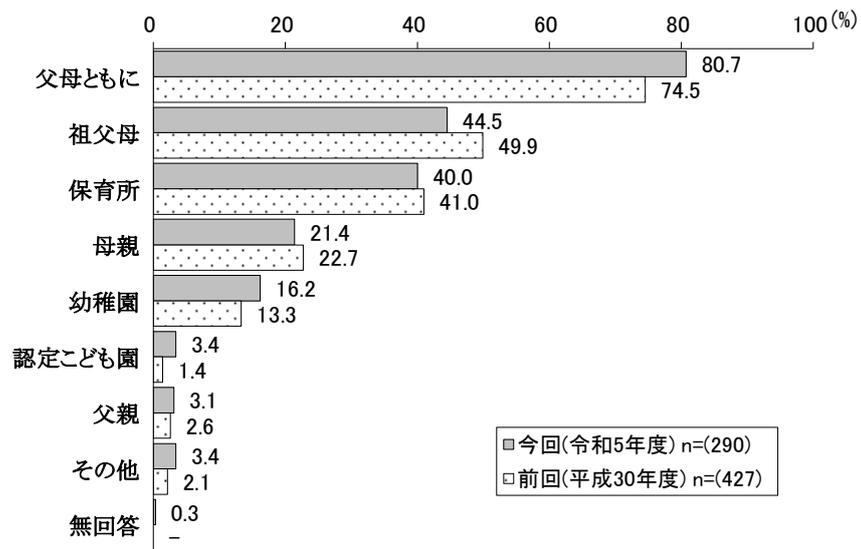
- ア 国必須設問を中心とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施
- イ 国配布のワークシートにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出
- ウ 本町のこれまでの事業実績、地域の状況や算出したニーズ量を検証し、本町の各事業の量の見込みを設定
- エ 本町の各事業の量の見込みに応じた整備計画を策定

(1) 子育て環境について

①子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人

子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方は、「父母ともに」が80.7%で最も高く、次いで「祖父母」（44.5%）、「保育所」（40.0%）、「母親」（21.4%）となっています。

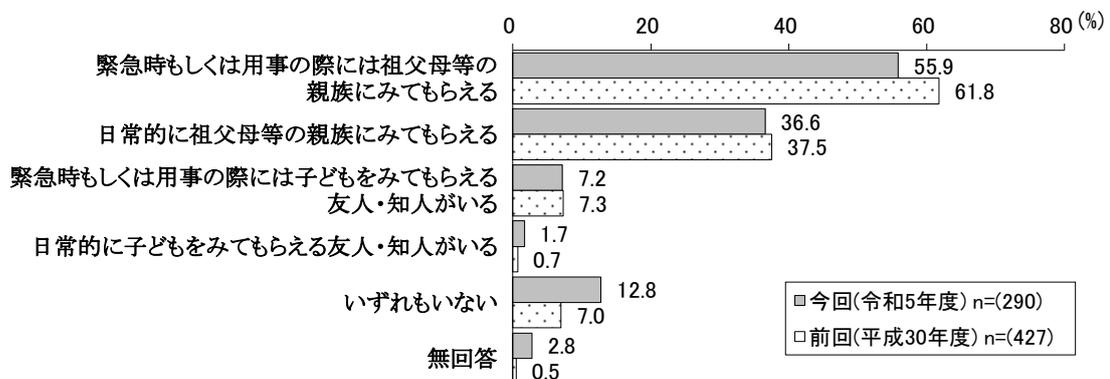
⇒前回に比べて「父母ともに」が約6ポイント増。一方で、「祖父母」が約5ポイント減



②日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

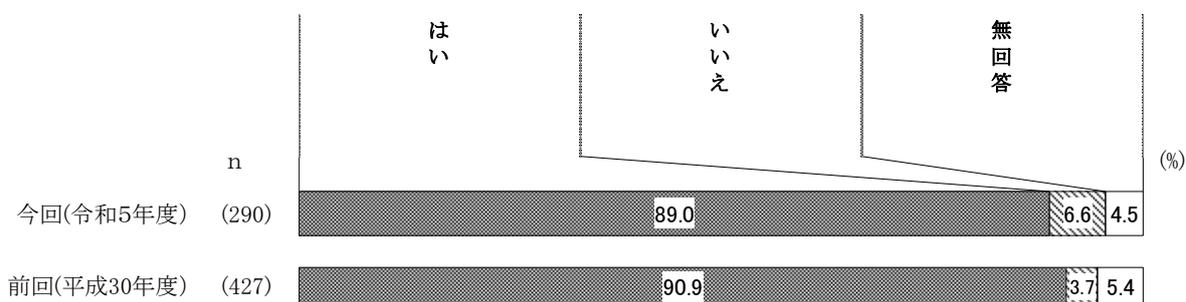
子どもを日頃みてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.9%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（36.6%）、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」（7.2%）の順となっています。一方、「いずれもない」は12.8%となっています。

⇒前回に比べて「祖父母等の親族」が約6ポイント減。また、「いずれもない」が約6ポイント増



③子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所の有無

お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無は、「はい」が89.0%を占めています。一方、「いいえ」が6.6%となっています。

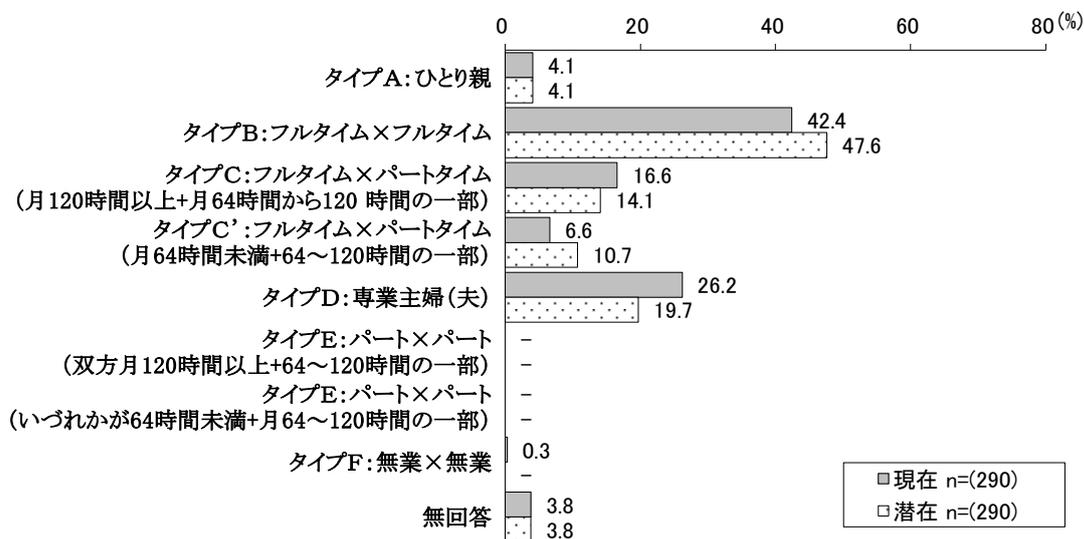


(2) 保護者の就労状況について

今回の調査結果により、父母の就労状況の組み合わせ（家庭類型）を算出しました。

『現在』の家庭類型では、「フルタイム×フルタイム」の割合が42.4%で最も高く、次いで「専業主婦（夫）」が26.2%となっています。

今後の就労希望などを勘案した『潜在』の家庭類型では、「専業主婦（夫）」が19.7%に減少し、「フルタイム×フルタイム」の共働き世帯が47.6%へと増加しています。



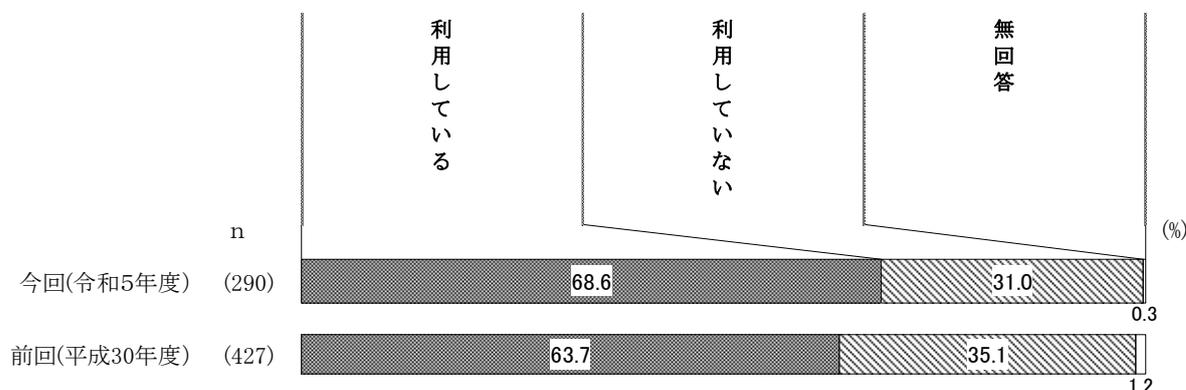
※グラフ中、「現在」は現在の就労状況、「潜在」は今後の就労希望を勘案した割合です。

(3) 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況について

①定期的な教育・保育事業の利用状況

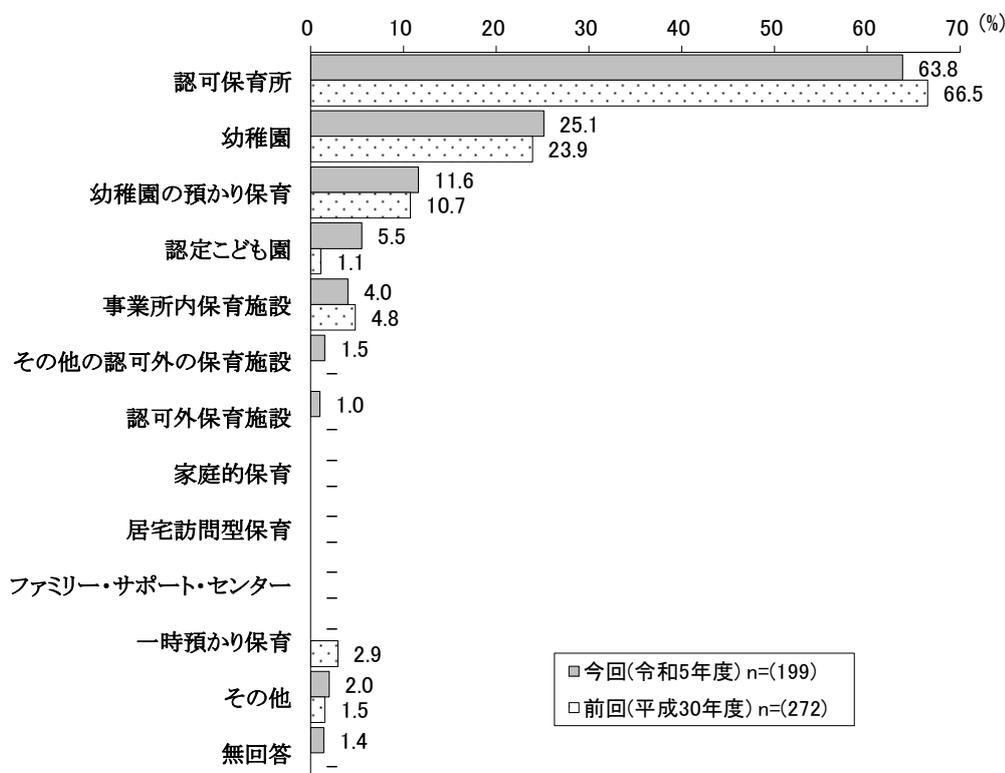
幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が68.6%で、「利用していない」が31.0%となっています。

⇒前回に比べて「利用している」が約5ポイント増



②定期的に利用している教育・保育事業

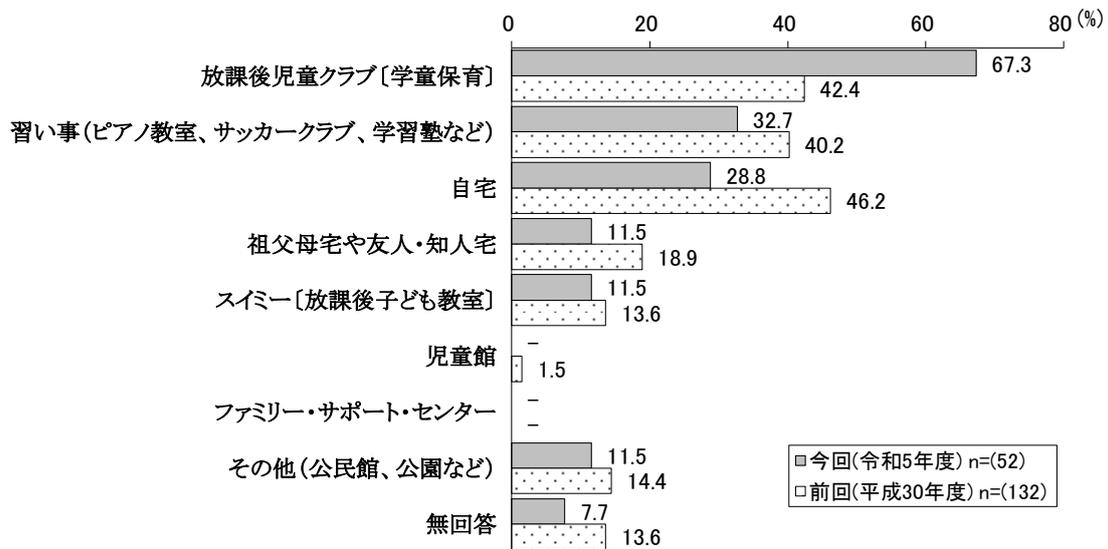
定期的に利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が63.8%で最も高く、次いで「幼稚園」(25.1%)、「幼稚園の預かり保育」(11.6%)、「認定こども園」(5.5%)などの順となっています。



(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

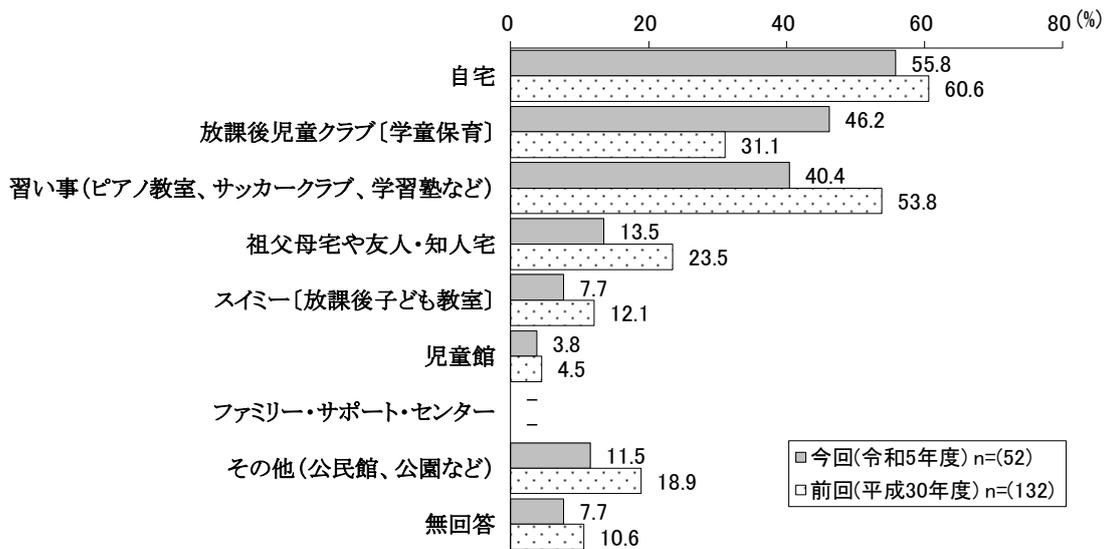
①小学校低学年のうちの放課後を過ごさせたい場所

小学校低学年のうちの放課後を過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が 67.3%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（32.7%）、「自宅」（28.8%）、「祖父母宅や友人・知人宅」と「スイミー〔放課後子ども教室〕」（各 11.5%）などとなっています。



②小学校高学年時の放課後を過ごさせたい場所

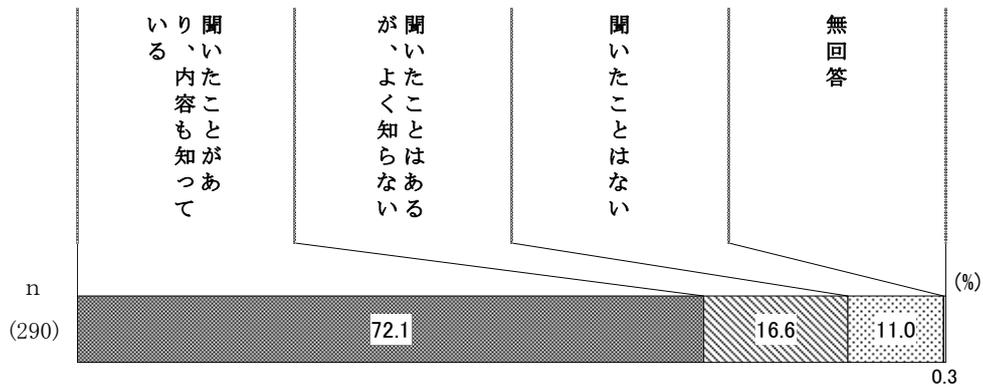
小学校高学年になったら放課後を過ごさせたい場所は、「自宅」が 55.8%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（46.2%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（40.4%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（13.5%）などとなっています。



(5) 子ども・子育て全般について

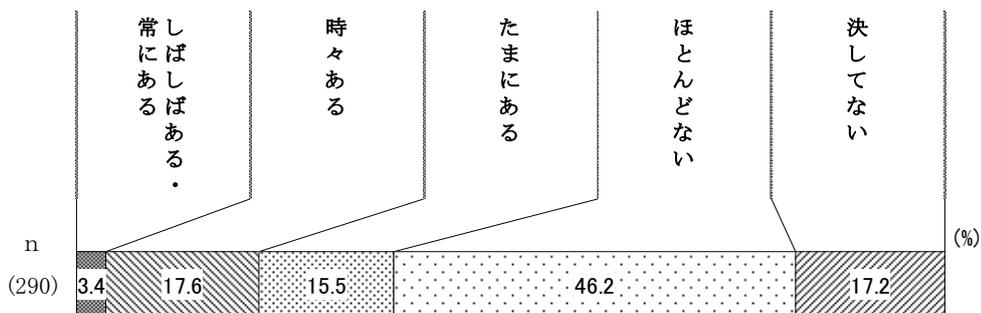
①ヤングケアラーという言葉の認知度

ヤングケアラーの認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が 72.1%を占めており、「聞いたことはあるが、よく知らない」が 16.6%、「聞いたことはない」が 11.0%となっています。



②子育てに関して孤立感を感じた経験

子育てに関して孤立感を感じることは、「ほとんどない」が 46.2%で最も高く、これに「決してない」(17.2%)を合わせた《孤立感を感じることはない》は 63.4%となっています。一方、「しばしばある・常にある」(3.4%)、「時々ある」(17.6%)、「たまにある」(15.5%)を合わせた《孤立感を感じることもある》は 36.5%となっています。



4 こども・若者の意見聴取結果

こども基本法に則り、本計画へ、こども・若者の意見を聴き、反映させるために、こども・若者の意見を聴く取組を実施しました。

■取組の概要

	就学前児童	小学2年生	小学4年生・ 6年生	中学生	16歳以上
調査方法	先生の協力の元、年長児から意見聴取	学校を通じた依頼状配布ーオンライン回答			郵便による依頼状配布ーオンライン回答
調査対象者	嵐山幼稚園に通う年長児	町立小学校に通う小学2年生 合計：107人	町立小学校に通う4年生、6年生 4年生：130人 6年生：107人 (合計：237人)	町立中学校に通う1年から3年生 合計：352人	高校生相当から25歳程度 1,000人 ※住民基本台帳からの無作為抽出
調査期間	令和6年9月12日 ※当日だけでは聴き切れなかった内容は、後日、補足いただきました。	令和6年10月24日～11月8日 ※遅れ回答を11月15日分まで反映しています。			令和6年10月31日～11月15日
有効回収数	—	59人	4年生：92人 6年生：46人 (合計：138人)	190人	257人
有効回収率	—	55.1%	4年生：70.8% 6年生：43.0% (合計：58.2%)	54.0%	25.7%

調査結果の見方は、23ページを参照ください。

また、自由記述式の回答については、抜粋ではありますが、小学生などによる平仮名表記は、原文のまま活用しています。

(1) 就学前児童の結果

あなたはどんなまちにすみたいですか。

したの8つのわくのなかに、2つえらんでシールをはってみよう！！

◎バスや電車が走る便利なまち

- ・ガソリンスタンド
- ・じこがおこらないようにする
- ・しんかんせん
- ・あたらしいのりもの
- ・リニアモーターカー
- ・どうろをひろくする
- ・ちゅうしゃじょうをつくる
- ・えきをひろく

◎あそびばがあるたのしいまち

- ・けんかしない
- ・ウォータースライダー
- ・ブランコ（3にん）
- ・こうえん
- ・すべりだい
- ・ジェットコースター
- ・どうぶつアスレチック
- ・トランポリン

「大きくなったら、こどもに作ってあげる！！」という声がありました。

◎かいものしやすいまち

- ・ごはんをたべる
- ・やさいをたべる

◎スポーツがさかんなまち

- ・ひろいばしょ
- ・えがおでやりたい
- ・バスケットをやるひろいばしょ
- ・じょうずになってかちたい
- ・やさいをたべたい がんばる！
- ・たのしくやりたい
- ・ひろいばしょをつくる
- ・ちからをあわせて
- ・メダル

◎あんぜん あんしんなまち

- ・しらせる
- ・こまっていることをつたえる
- ・びょういん
- ・しょうぼう
- ・けいさつ
- ・ちからをあわせる

◎こどもをたいせつにするまち

- ・たすける
- ・なかよくする
- ・だいじょうぶなようにする
- ・あそべるところやあそべるものがある

◎みんながなかよく えがおなまち

- たすけあう
- てをつなぐ
- えがおですごす
- なかよし
- けんかしてもなかなおりする

◎こまっているひとをたすけあうまち

- まいごをたすける けいさつのひとにいう
- いじめられているこをたすける
- ないているこをたすける
- たべられないこをたすける
- けがをしているひとをたすける
- けがをしているどうぶつをたすける
- おとしあなにおちたひとをたすける

「SDGs(エスディー・ジーズ)に取り組んで、困っている人を助ける！！」という声がありました。

(参考) 聴取に利用したポスター

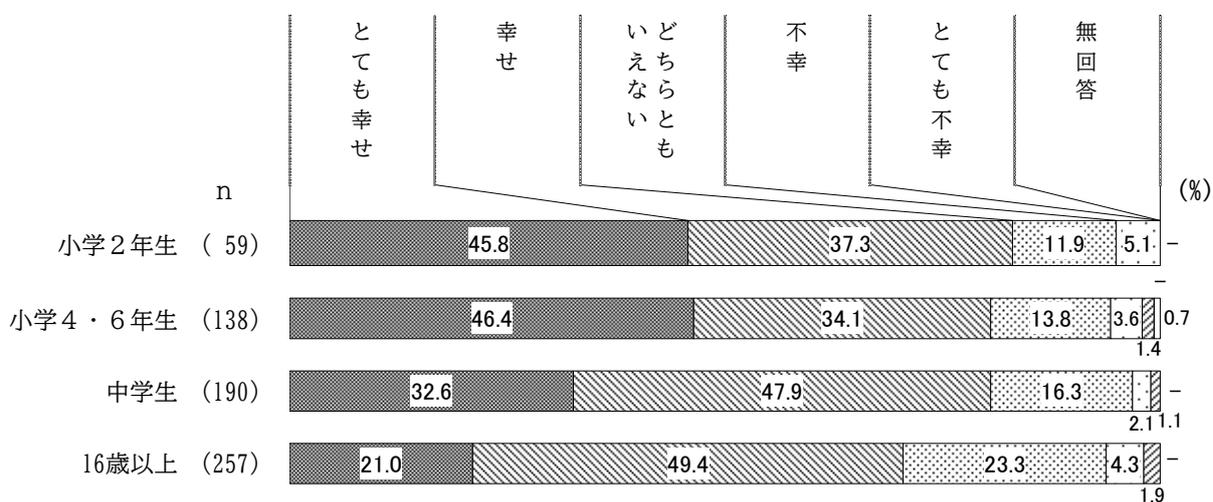
あなたはどんなまちにすみたいですか？
 したの**8**つのまちから、**2**つのまちをえらんで、
 シールをはってみよう！！

バスや でんしゃが たくさんはしる べんりなまち  	あそびばがある たのしいまち  
かいもの しやすいまち  	スポーツが さかんな まち  
あんぜん あんしんな まち  	こどもを たいせつにするまち  
みんなが なかよく えがおな まち  	こまっている ひとを たすけあう まち  

(2) 小・中学生・16歳以上の結果

①幸福度

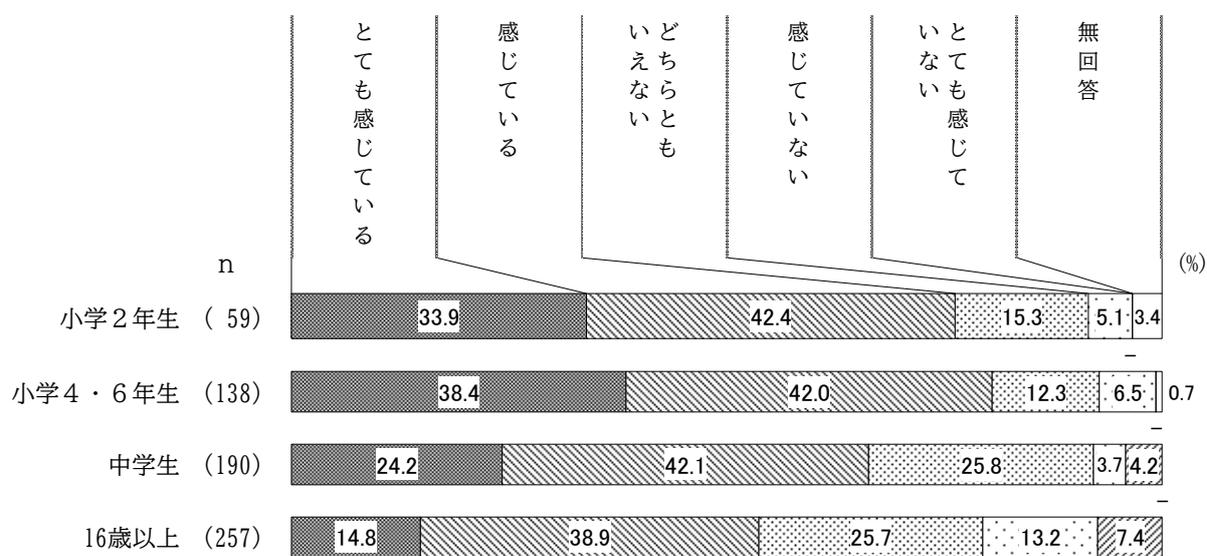
どのくらい幸せを感じているかたずねたところ、「とても幸せ」と「幸せ」を合わせた《幸せ》は、小学2年生で83.1%、小学4・6年生と中学生で80.5%、16歳以上で70.4%となっています。



②大人に意見を聞いてもらえていると感じているか

自分たちの意見を大人に意見を聞いてもらえていると感じているかたずねたところ、「とても感じている」と「感じている」を合わせた《感じている》は、小学2年生で76.3%、小学4・6年生で80.4%、中学生で66.3%、16歳以上で53.7%となっています。

一方、「感じていない」と「とても感じてない」を合わせた《感じてない》は、16歳以上で20.6%と2割を超えています。



大人に意見を聞いてもらっていると《感じてない》ことについて、どうしたらいいと思うか自由に回答してもらったところ、次のような意見がみられました。

【ご意見（抜粋）】

- ・おとなとはなすじかんがあるといい（小学2年生）
- ・なるべくひとがちゅうもくする意見をだす（小学4・6年生）
- ・大人が不介入のこどもの組織をいくつか作り、その組織から提出された意見を学校、または役場などで判断する（中学生）
- ・自分たちの意見を取り入れる機会を多くする（中学生）
- ・自分達の意見を聞いてもらうことはできないと最初から諦めず、自ら発信していく（16歳以上）
- ・上の立場にいる人たちに、もっと視野を広げていろんな人の意見を聞いて尊重して動いてほしい（16歳以上）
- ・随時自由に意見を送れるフォームがあるといい（16歳以上）
- ・意見を聞いてもらえるような場所や機会を作る。大人達が若い人の意見を聞く姿勢を持つ（16歳以上）

⇒世代間のコミュニケーションは非常に重要であり、そのための機会や場、体制等を創出することが大切

③嵐山町で好きな場所や紹介したい場所

嵐山町で好きな場所や、嵐山町に住んでいない親せきや友達に紹介したい場所を自由に回答してもらったところ、次のような意見がみられました。

【ご意見（抜粋）】

- ・町を流れる川（小学2年生）
- ・図書館（小学2年生、小学4・6年生、中学生、16歳以上）
- ・バーベキュー場（小学2年生）
- ・嵐山溪谷（小学4・6年生、中学生、16歳以上）
- ・ラベンダー園（小学4・6年生、中学生、16歳以上）
- ・オオムラサキの森（小学4・6年生、中学生）
- ・桜並木（中学生、16歳以上）
- ・鬼鎮神社（小学4・6年生、中学生、16歳以上）

など

⇒町の魅力を知り発信することで自分たちの誇りを育み、新たな住民にも魅力的と感じてもらえる町を目指し、人が自然と集まる環境をつくる大切

④町役場への意見（中学生、16歳以上のみ）

町役場に伝えたいこと、お願いしたいことなどを自由に回答してもらったところ、次のような意見がみられました。

【ご意見（抜粋）】

- ・運動施設を充実してほしい（中学生）
- ・道路施設を整備してほしい（中学生）
- ・街灯を増設してほしい（中学生、16歳以上）
- ・もっと都会みたいにしてほしい（中学生）
- ・大型商業施設がほしい（中学生）
- ・アミューズメント施設や設備がほしい（中学生）
- ・公園がほしい、公園設備を改修してほしい（中学生、16歳以上）
- ・こどものための施策を充実してほしい（16歳以上）
- ・町の活性化を図ってほしい（16歳以上）
- ・駅前に商業施設を増やしてほしい（16歳以上）
- ・今後の町役場の取組に期待している（16歳以上）
- ・路線バスを整備してほしい（16歳以上）
- ・自習や仕事ができる場所を増やしてほしい（16歳以上）

など

⇒次世代を担うこども・若者の意見は多方面に渡ってることを受け止め、関係各課と連携しながら、積極的かつ適切に、施策へ反映できるよう努めることが肝要

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「第6次嵐山町総合振興計画」（令和3年度～令和12年度）では、「ひとを育み、学び楽しむまちづくり」を基本政策の1つに掲げるとともに、「子どものびのび成長プロジェクト」を重点プロジェクトへ位置づけています。このことは、オール嵐山町として、こどもの視点に立った「子どもの最善の利益」を実現するまちを目指すという強い思いを持っているということです。そして、本計画は、こども基本法の理念などを踏まえながら、その思いを実現していくために策定した個別計画です。

前期計画となる第2期『嵐山町子ども・子育て支援事業計画』では、「子どもも大人も未来志向になれるまち 嵐山町」を計画の基本理念に掲げていました。人間関係の希薄化や人口減少など、町全体として難しさを感じる事象があるからこそ、未来へつないでいくという考え方が重みを持ちます。

そこで、本計画では、改めて基本理念を「子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町」と定め、これまでの取組を発展的に継承して、地域全体でこどもや子育て家庭を支える地域づくりを進めていくこととします。

基本理念

子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町

2 基本理念の達成に向けた指標

計画全体の進捗を推し測るために、「こども大綱」や町の上位計画との整合性を考慮しつつ、下記のとおり指標を設定しました。

指標	基準値	目標値	出典
「幸せ」と感じているこども・若者の割合	小学2年生 83.1% 小学4・6年生 80.5% 中学生 80.5% 16～25歳 70.4% (令和6年度)	全対象で80%以上 ^{注1} (令和11年度)	こども・若者の意見聴取
「大人に意見を聞いてもらえている」と感じているこども・若者の割合	16～25歳 53.7% (令和6年度)	70% ^{注2} (令和11年度)	こども・若者の意見聴取
子育てに関して孤立感を感じることがない割合	63.4% ^{注3} (令和5年度)	現状値以上 (令和10年度)	子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査
自分はヤングケアラーに当てはまると思う人の割合	6人 ^{注4} (令和2年度)	現状値以下 (令和10年度)	埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査
子育ての環境や支援全般の満足度	23.4% ^{注5} (令和5年度)	現状値以上 (令和10年度)	子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査

注1：国の「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合の目標値を参考に設定。15～39歳の回答結果。

注2：国の「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合の目標値を参考に設定。16～29歳の回答結果。

注3：「ほとんどない」と「決してない」の合計値。

注4：県内の高校2年生を対象に実施された、「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査」（令和2年度）におけるヤングケアラーの存在割合（4.08%）を、令和2年4月1日現在の町の16歳人口に乗じて算出した推定値。

注5：満足度が高いことを表す「満足度4」と「満足度5」の合計値。

3 計画の基本目標

本計画の「基本理念」の実現するための、3つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標1 ライフステージに応じた支援

妊娠・出産、乳幼児期など、それぞれのライフステージの特徴を捉え、ライフステージごとに必要な支援に取り組みます。同時に、特定の年齢で支援が途切れることのないよう切れ目のない支援も心がけ、こども・若者や子育て当事者が、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

【施策の方向性】

- (1) 妊娠・出産～乳幼児期の支援
- (2) 乳幼児期～学童期の支援
- (3) 学童期～思春期の支援
- (4) 思春期～青年期の支援
- (5) ライフステージ全般の支援

基本目標2 子育て当事者への支援

子育て当事者が、社会的に孤立せず、必要な情報を得て、ゆとりを持ってこどもに向き合えるような環境づくりに取り組みます。

【施策の方向性】

- (1) 子育て支援のネットワークづくり
- (2) 子育て情報の提供・相談事業の充実
- (3) 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本目標3 特に支援を要するこども・若者やその家庭への支援

すべてのこども・若者が、家庭の経済状況や障害の有無など生まれや育ちの環境に関わらず、様々な課題や個別ニーズに応じた支援やサポートにつなげ、本来持っている力が発揮できる環境づくりに取り組みます。

【施策の方向性】

- (1) 経済的に困難な家庭のこども・若者への支援

【こどもの貧困の解消に向けた対策計画】

- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (4) 障害児施策の充実
- (5) ヤングケアラーへの支援

基本目標4 幼児期の教育・保育、および地域における子育て支援の充実

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、法の趣旨を踏まえ、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていきます。

【施策の方向性】

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 教育・保育施設の充実
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の推進

4 施策の体系

基本理念

子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町

【第4章 施策の展開】(40ページ～)

基本目標	施策の方向性
基本目標1 ライフステージに応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 妊娠・出産～乳幼児期の支援 (2) 乳幼児期～学童期の支援 (3) 学童期～思春期の支援 (4) 思春期～青年期の支援 (5) ライフステージ全般の支援
基本目標2 子育て当事者への支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援のネットワークづくり (2) 子育て情報の提供・相談事業の充実 (3) 職業生活と家庭生活との両立の推進
基本目標3 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 経済的に困難な家庭の子ども・若者への支援【こどもの貧困の解消に向けた対策計画】 (2) 児童虐待防止対策の充実 (3) ひとり親家庭の自立支援の推進 (4) 障害児施策の充実 (5) ヤングケアラーへの支援

【第5章 子ども・子育て支援事業計画】(81ページ～)

基本目標4 幼児期の教育・保育、および地域における子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育提供区域の設定 (2) 教育・保育施設の充実 (3) 地域子ども・子育て支援事業の推進
--------------------------------------	--

第4章 施策の展開

基本目標1 ライフステージに応じた支援

(1) 妊娠・出産～乳幼児期の支援

こどもやその当事者を取り巻く環境が変化している中で、子育て家庭が不安等を抱え、地域で孤立しないよう、医療、保健、教育、福祉などの連携が重要です。

すべての家庭で親子が健康で明るく、安心して過ごせるよう、母子保健計画として位置づけながら、切れ目のない包括的な支援を行っていきます。

【 事業一覧 】

- 母子保健計画との関係
- 一貫した母子保健システムの構築
- 訪問指導
- 乳幼児健康診査
- 乳幼児相談・育児学級等
- 療育相談・支援
- 母子健康手帳の交付・妊婦健康診査等
- 予防接種
- 必要な人材の確保
- 知識の森図書館事業
- 妊娠期からの食育の推進
- 食育の推進について
- 妊産婦の喫煙・飲酒防止対策
- 受動喫煙防止対策の推進

母子保健計画との関係	
担当課	健康いきいき課
事業内容	本計画の母子保健関連部分に母子保健計画を組み込み継続実施します。
直近の実績	前計画の次世代育成支援行動計画の中に組み込み実施しました。
目標指数 (令和11年度)	引き続き本計画に組み込み実施します。

一貫した母子保健システムの構築

カルテにおいては、妊娠届出面談の情報を元に作成しています。妊娠・出産・育児期の一貫した保健指導のため母子保健システムの構築につとめます。

担当課	健康いきいき課
事業内容	全出生児カルテを作成し、妊娠期から就学前までの健康診査・相談の記録を管理しています。また、コンピューターシステムにて全家庭のデータ管理も行っています。
直近の実績	各種健診等のデータ入力を行いシステムの有効活用を図っています。 住民健診データ、母子保健データ、予防接種データ、健康教室データ
目標指数 (令和11年度)	カルテ・コンピューターシステムの機能充実、有効活用。

訪問指導

妊婦訪問（妊娠8か月面談）：妊娠をした方が、出産や育児に対する不安を解消し、相談しやすい体制を構築していくことを目的として実施しています。

産婦・新生児訪問：令和5年度からの伴走型相談支援に伴い、新生児訪問を全数開始し、母親の産後のメンタルヘルスを確認しています。

赤ちゃん訪問：出生後2回目の訪問として、育児不安によりそう支援を実施しています。養育支援を必要とする家庭も増加しているため、きめ細かな対応が課題となります。

担当課	健康いきいき課
事業内容	妊婦訪問（妊娠8か月面談）：全妊婦を対象に実施 産婦・新生児訪問：全産婦を対象に実施。原則として保健師による訪問を実施しています。 赤ちゃん訪問：全産婦を対象に実施。原則として看護師による訪問をしています。 未熟児訪問：産婦・新生児訪問と併せて実施。原則として町保健師が対応しています。
直近の実績	【妊婦訪問（妊娠8か月面談）】 対象者：83人 訪問3人、面接43人、電話36人で、フォロー率98.8% 【赤ちゃん訪問】 対象者：71人 訪問数：71人、訪問率100%
目標指数 (令和11年度)	妊婦8か月面談 産婦・新生児訪問 赤ちゃん訪問 } 実施率100%

乳幼児健康診査

乳児健診：出生届の際に必要な書類をファイルにまとめて「お誕生日セット」として配布し、その後の訪問、乳児健診、教室等を丁寧に説明しています。また、健診実施前に個別通知を実施しているため、4～5か月児健診、9～10か月児健診共に、受診率はほとんど9割を超えています。乳児健診待ち時間軽減のため、4～5か月児と9～10か月児の受付時間を分けて対応しています。

幼児健診：尿検査容器配布等のため、3歳児健診及び1歳6か月児健診において個別通知を実施することで、受診率の向上を目指しています。そのため、幼児健診においても、9割程度の受診率を推移しており、1歳6か月児健診においては、単語の数が増えていく時期ということもあり、言語聴覚士を配置して言葉の相談にあたっています。

すべての健診において、受診率の向上だけでなく、未受診者の把握に努めており、保育園・虐待部門の担当とも連携し、未把握者0を目標としています。

担当課	健康いきいき課
事業内容	<p>乳児健康診査は①4～5か月児②9～10か月児、幼児健康診査は③1歳6か月児④3歳児を対象とし、それぞれ対象者に応じて実施。スタッフは受付・問診・計測・内科診察・相談に配置される事務・保健師・看護師・医師・栄養士のほか、月齢に合わせた内容に応じて各健診内に以下のスタッフを配置しています。</p> <p>①栄養士(集団栄養教室) ②歯科衛生士(集団歯科教室)・栄養士(集団栄養教室) ③歯科医師(歯科検診)・歯科衛生士(個別歯科指導)・栄養士(集団栄養教室)、言語聴覚士(言語相談) ④歯科医師(歯科検診)・歯科衛生士(個別歯科指導)・栄養士(集団栄養教室)</p>
直近の実績	<p>未受診者把握：100%</p> <p>【乳幼児健診受診率】</p> <p>*乳幼児健診は個別対応の集合健診として実施</p> <p>4～5か月児健診：98.6% (71人中70人) 年8回 9～10か月児健診：96.9% (65人中63人) 年8回 1歳6か月児健診：100% (71人中71人) 年6回 3歳児健診：100% (81人中81人) 年6回</p>
目標指数 (令和11年度)	<p>未受診者の把握100%を目指し、ケースに応じて個別フォローを実施します。</p> <p>各健康診査の実施回数は対象者数に応じて変更して実施します。</p> <p>乳児健診の受診率を毎年95%以上 幼児健診の受診率を毎年95%以上</p>

乳幼児相談・育児学級等

乳幼児相談：予約制の相談としているため、参加者は100%程度となっています。また、乳幼児健診後のフォローの場として活用されており、適切な保健指導等を相談内で今後も実施していくことを目指しています。

プレママ・プレパパ教室：令和5年度の伴走型相談支援開始に伴い、内容の充実を図るとともに、妊娠8か月面談として、個別相談機能の充実を図っています。

歯科衛生：1歳6か月児健診と3歳児健診において個別ブラッシング指導を実施し、虫歯予防に力を入れています。

担当課	健康いきいき課
事業内容	<p>乳幼児相談：年12回実施（乳児6回、幼児6回）。スタッフは受付・計測・相談に、事務・看護師・保健師・栄養士配置。歯科衛生士年2回配置。</p> <p>プレママ・プレパパ教室：働いている母親や父親が参加しやすいように、土曜日に実施しています。また、教室の初回参加時にアンケートを回収し、参加者の疑問等に教室の中で対応していけるよう取り組んでいます。</p> <p>歯科衛生：乳幼児相談における「歯科相談（年4回）」9～10か月児健診・3歳児健診における「集団衛生教育」、1歳6か月児健診における「個別ブラッシング指導」を実施しています。</p>
直近の実績	<p>【乳幼児相談】 実施回数：5回、参加人数：85人 ＊コロナウイルス感染症予防のため個別予約制で実施</p> <p>【赤ちゃん教室】 コロナウイルス感染症予防のため中止</p> <p>【プレママ・プレパパ教室】 年4回（5月・8月・11月・2月）実施 母親実33人（初妊婦参加率 60.6%） 父親実30人（初妊婦の夫の参加率 57.6%）</p> <p>【1歳6か月児健診】 虫歯有の児：0%、一人平均虫歯数：0本</p> <p>【3歳児健診】 虫歯有の児：7.4%、一人平均虫歯数：0.1本</p>
目標指数 (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「乳幼児相談」継続実施 ・「プレママ・プレパパ教室」回数：年4回 人数：初妊婦の50%（母親）、40%（父親） ・「1歳6か月児健診」虫歯ありの児：0% 一人平均虫歯数：0本 ・「3歳児健診」虫歯ありの児：10% 一人平均虫歯数：0.3本

療育相談・支援

療育事業を展開する中で、乳幼児健康診査等で発育発達遅れの早期発見し支援することにより、児の発育発達を促すとともに家族の不安を軽減し、よりよい育児環境をつくることが期待されます。

この事業は母子保健の分野にとどまらず、関係機関との連携が重要となっています。今後必要に応じて福祉課や教育総務課、保育園、幼稚園、医療機関等と連携を図り、継続性のある支援を行う必要があります。

担当課	健康いきいき課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・すくすく相談 心身の発育発達に遅れのある児に対して、言語聴覚士・理学療法士による相談指導を行い、児のよりよい成長発達を支援することを目的として実施。 ・おやこ教室 就園前のお子さんを対象とした教室を実施しています。小集団での遊びを通して児の発達を促すとともに、同様の悩みを持つ親同士の交流・専門スタッフの指導等により不安の軽減を図ることを目的としています。スタッフは、保育士、保健師、栄養士等。
直近の実績	<p>【おやこ教室】 年 17 回実施 対象 10 人 親延べ 75 人 子延べ 86 人 合計 161 人</p> <p>【すくすく相談】 ことばの相談 年 21 回 延べ 77 人参加 運動機能の相談 PT：年 8 回 延べ 37 人参加 OT：年 7 回 延べ 23 人参加</p> <p>【こども心理相談】 発達面で課題がある要支援児の保護者及び育児に大きなストレスを抱えた保護者 年 13 回実施 延べ 24 人</p>
目標指数 (令和11年度)	継続実施

母子健康手帳の交付・妊婦健康診査等

母子手帳交付の際に、妊娠～出産～育児期にかけての必要なサービスをまとめた「マタニティセット」を配布しています。また、セットとは別に調査票を使った面接を実施することで、各々の妊婦さんのニーズに合わせた支援を実施しています。

妊婦健康診査：各種検査とともに公費負担による健康診査回数が増え、今後も母子の健康増進・経済面の負担軽減にも貢献していきます。

担当課	健康いきいき課																								
事業内容	<p>母子健康手帳の交付：妊産婦及び乳幼児の保健指導の基礎資料となるものであり、妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、妊娠届時に交付するとともに、全ての妊婦との面談を重視しています。</p> <p>妊婦健康診査：妊婦一般健康診査 14 回の他、子宮頸がん検査等 8 種の検査を医療機関に委託しています。</p>																								
直近の実績	<p>妊婦健康診査時に保健指導の有無を把握し実施 妊娠届出数：61 件</p> <p>妊婦健康診査受診状況 妊婦一般健康診査： <table border="0"> <tr> <td>1 回目 58 件</td> <td>2 回目 66 件</td> <td>3 回目 69 件</td> <td>4 回目 67 件</td> </tr> <tr> <td>5 回目 75 件</td> <td>6 回目 71 件</td> <td>7 回目 72 件</td> <td>8 回目 69 件</td> </tr> <tr> <td>9 回目 64 件</td> <td>10 回目 71 件</td> <td>11 回目 57 件</td> <td>12 回目 65 件</td> </tr> <tr> <td>13 回目 49 件</td> <td>14 回目 35 件</td> <td colspan="2">延べ 888 件</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>子宮頸がん検査：59 件</td> <td>HTLV-1 検査：57 件</td> </tr> <tr> <td>妊婦 HIV 抗体検査：58 件</td> <td>クラミジア検査：57 件</td> </tr> <tr> <td>超音波検査：276 件</td> <td>HBs 検査：59 件</td> </tr> <tr> <td>B 群溶血性連鎖球菌検査：71 件</td> <td>HCV 検査：59 件</td> </tr> </table> </p>	1 回目 58 件	2 回目 66 件	3 回目 69 件	4 回目 67 件	5 回目 75 件	6 回目 71 件	7 回目 72 件	8 回目 69 件	9 回目 64 件	10 回目 71 件	11 回目 57 件	12 回目 65 件	13 回目 49 件	14 回目 35 件	延べ 888 件		子宮頸がん検査：59 件	HTLV-1 検査：57 件	妊婦 HIV 抗体検査：58 件	クラミジア検査：57 件	超音波検査：276 件	HBs 検査：59 件	B 群溶血性連鎖球菌検査：71 件	HCV 検査：59 件
1 回目 58 件	2 回目 66 件	3 回目 69 件	4 回目 67 件																						
5 回目 75 件	6 回目 71 件	7 回目 72 件	8 回目 69 件																						
9 回目 64 件	10 回目 71 件	11 回目 57 件	12 回目 65 件																						
13 回目 49 件	14 回目 35 件	延べ 888 件																							
子宮頸がん検査：59 件	HTLV-1 検査：57 件																								
妊婦 HIV 抗体検査：58 件	クラミジア検査：57 件																								
超音波検査：276 件	HBs 検査：59 件																								
B 群溶血性連鎖球菌検査：71 件	HCV 検査：59 件																								
目標指数 (令和11年度)	母子健康手帳交付時や妊婦健康診査にて、保健指導を要する方を把握し、継続支援します。																								

予防接種

乳児期に受けるワクチンの種類が増え、生後2か月から接種を開始する必要があるため、妊婦訪問や赤ちゃん訪問等で受け方の説明をしています。

また各種健診・相談等の機会に接種を促しており、高い接種率を維持しています。

今後の対策としては、未接種者には個別で通知をおこない、接種を促していきます。

担当課	健康いきいき課
事業内容	<p>感染症の発生を予防する目的で実施。</p> <p>乳幼児の予防接種は、定期接種について、埼玉県予防接種相互乗り入れに参加し、県内の契約医療機関において通年個別を実施しています。</p> <p>学童の予防接種は、小学6年生の2種混合予防接種で、個別接種で実施しています。</p>
直近の実績	<p>接種状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Hib（1期初回接種：対象者 69人 接種者 66人 接種率 95.7%）（1期追加接種：対象者 57人 接種者 51人 接種率 89.5%） ・ 小児用肺炎球菌（1期初回接種：対象者 69人 接種者 66人 接種率 95.7%）（1期追加接種：対象者 57人 接種者 51人 接種率 89.5%） ・ 4種混合（初回接種：対象者 69人 接種者 66人 接種率 95.7%）（追加接種：対象者 57人 接種者 20人 接種率 35.1%） ・ BCG（1回接種：対象者 74人 接種者 70人 接種率 94.6%） ・ 麻しん風しん1期（1回接種：対象者 57人 接種者 51人 接種率 89.5%） ・ 麻しん風しん2期（1回接種：対象者 102人 接種者 93人 接種率 91.2%） ・ 2種混合（1回接種：対象者 116人 接種者 85人 接種率 73.3%） ・ 日本脳炎（1期初回接種：対象者 74人 接種者 50人 接種率 67.6%）（1期追加接種：対象者 76人 接種者 27人 接種率 35.5%）（2期接種：対象者 109人 接種者 45人 接種率 41.3%） ・ 水痘（2回接種：対象者 57人 接種者 52人 接種率 91.2%）
目標指数 (令和11年度)	標準的な接種年齢内での目標接種率 100%（未接種者の把握）

必要な人材の確保

こども家庭センターの開設に伴い、妊娠・出産期からの丁寧な関わりをするようになったことで対象者のニーズに適応した支援が可能となってきました。このことにより潜在的なニーズが浮き彫りとなり、面接や訪問回数・時間は何倍にも増えています。

また、支援をしていく中で、育児をしていく上での心理的な課題等に対応すべく、現在実施している事業の見直しや新たな事業の構築も重要な課題です。

担当課	健康いきいき課
事業内容	訪問指導・健康診査・健康相談・健康教育等母子保健事業を通して、養育者の育児不安・負担の軽減に努めます。
直近の実績	・保健師6名(会計年度職員1名含む)、看護師1名(会計年度職員)、管理栄養士2名 乳幼児健診・相談日について必要に応じて在宅保健師、看護師の雇い上げで対応。
目標指数 (令和11年度)	保健師等の人材確保と育成に努めます。

知識の森図書館事業

近年、SNSの発達や情報通信機器の急速な普及・若年齢化によってこどもを取り巻く環境は大きく変化しており、こどもたちの読書環境に大きく影響を与えているといわれています。

こどもの読書活動は、学校や家庭等での読書習慣によってその量・質に大きな違いがあるともいわれているため、全てのこどもが学校や家庭等において自発的に読書を行うことができるよう環境を整備します。

また、こどもの年代別におはなし会を行うほか、出張サービスとして町内保育園・幼稚園・小中学校においてブックトークやおはなし会を行い、幼少期から本に親しんでもらえるよう取り組みます。

担当課	生涯学習課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・童ごごち事業（ブックスタート） ・図書館主催各種おはなし会 ・町内保育園（所）、幼稚園への支援 ・町内小中学校との連携 ・出張ブックトーク・おはなし会 ・子育て支援サービスとの連携
直近の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・童ごごち事業（実施回数12回 参加者71人） ・図書館主催各種おはなし会（開催34回 参加者244人） ・町内保育園（所）、幼稚園小学校への団体貸出（貸出回数5回 1クラス30冊）
目標指数 (令和11年度)	継続実施

妊娠期からの食育の推進

妊娠期の食育の推進については、妊娠が今までの食生活を見直す契機になること、さらに乳幼児期の食生活は養育者の影響を大きく受けていることから、生活リズムを含めたバランスのよい食生活について、働きかけを行う必要があるといえます。

体重管理や貧血など身体的なものに加えて朝食を摂取しない、食事をあまり作らないなど、生活面での問題も多様化してきています。

母子健康手帳交付時を活用し、妊娠期に必要な食生活の情報提供を行っていく必要があります。

担当課	健康いきいき課
事業内容	母子健康手帳交付時に朝食に関するアンケートを実施し、朝食摂取状況等、実態把握を行っています。その結果等をふまえながら、「マタニティセット」に栄養のワンポイントアドバイス、レシピを掲載し、配布しています。
直近の実績	プレママ・プレパパ教室 個別栄養相談数 0人 朝食を毎日食べる人の割合 69.2%
目標指数 (令和11年度)	1 主食とおかず（主菜と副菜または具の多い汁物）のそろった食事の大切さを普及します。 2 妊婦やその配偶者に対して、生活リズムの重要性を普及します。 3 朝食を食べない人をなくします。

食育の推進について

食育の推進については、こどものころから将来にわたって健康な生活を送るための「食を営む力」を育てること、また食物の生産や流通、食の情報提供など食環境の整備を行う必要があると考えられます。

乳幼児期においても朝食を食べない、起床・就寝時間が遅いなどの生活リズムの乱れがみられています。

今後も引き続き、健診・相談・教室等を通して望ましい食習慣が形成されるよう働きかけを行っていくとともに、特に生活リズムが確立されていく離乳期から幼児期にかけて、健診時の集団栄養教室・個別相談の充実を図ります。

親子クッキングについては、作る楽しさを体験することで食べることへの関心を持ち、食べ物の働きや料理の組み合わせを学ぶ場となっています。

食べることは家庭だけではなく、保育所、幼稚園、学校、地域など様々な環境の中で行われています。今後はこのような機関と連携し、食育の推進をしていく必要があるといえます。

担当課	健康いきいき課
事業内容	母子健康手帳交付時に朝食に関するアンケートを実施し、朝食摂取状況等、実態把握を行っています。その結果等をふまえながら、「マタニティセット」に栄養のワンポイントアドバイス、レシピを掲載し、配布しています。
直近の実績	親子クッキング講座 …新型コロナウイルス感染症予防のため中止 赤ちゃん教室 …新型コロナウイルス感染症予防のため中止 プレママ・プレパパ教室 1日間で4回開催（5、8、11月、2月） 延べ母親33人父親30人

	<p>4～5か月児健診時離乳食教室 年8回 70人参加</p> <p>9～10か月児健診時栄養教室 年8回 63人参加</p> <p>1歳6か月児健診時栄養教室 年6回 71人参加</p> <p>3歳児健診時栄養教室 年6回 81人参加</p> <p>朝食を毎日食べる3歳児の割合 90.1%</p>
目標指数 (令和11年度)	<p>乳幼児健診や相談時に、保護者・乳幼児の栄養バランスの取れた食事の指導を行います。</p> <p>朝食を欠食する割合を減少させるための普及啓発を行います。</p> <p>食育に関する広報やホームページなどによる情報発信を定期的に行います。</p> <p>クッキング教室を開催し、親子で一緒に調理をする機会を作ります。</p>

妊産婦の喫煙・飲酒防止対策	
担当課	健康いきいき課
事業内容	母子手帳と妊娠期の栄養や生活に関するリーフレット、今後の流れなどをセットしたマタニティセット配布時に保健師による面接をしています。また、プレママ・プレパパ教室にて妊婦の喫煙・家族の喫煙による受動喫煙及び妊婦の飲酒による健康影響について啓発しています。
直近の実績	プレママ・プレパパ教室開催（5月・8月・11月・2月） 母：33人 父30人
目標指数 (令和11年度)	年3回以上の実施。

受動喫煙防止対策の推進	
担当課	施設管理関係部署
事業内容	妊産婦の（受動）喫煙による本人及び胎児・乳幼児への健康影響を防止するために必要な喫煙対策を推進します。
直近の実績	公共施設の終日禁煙
目標指数 (令和11年度)	継続実施

(2) 乳幼児期～学童期の支援

乳幼児期には、心情や態度などに加え、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われます。また、学童期には、自立意識や他者を理解することを学び、心身も成長します。この時期特有の個人差に注意しながら、こどもの健やかな成長をサポートします。

【 事業一覧 】

- こどもの体験活動の機会と場の確保
- こどもの体験活動の機会と場の拡大
- 知識の森図書館事業（再掲）
- 小学校と幼稚園、保育所との連携
- 喫煙対策
- 小児医療の充実
- こども、ひとり親家庭等及び重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業の促進

こどもの体験活動の機会と場の確保													
担当課	まちづくり整備課												
事業内容	こどもたちが事故無く楽しく公園で遊べるよう安全管理に努めます。 遊具の日常点検（年1回）、定期点検（年1回）、遊具の修繕（必要に応じ）、遊具の整備（必要に応じ）、園内の除草（児童遊園地については、地元の区で対応します。）を実施します。												
直近の実績	<table border="0"> <tr> <td>公園内の遊具等の点検実施（年1回）</td> <td>都市公園遊具の新設</td> <td>3基</td> </tr> <tr> <td>定期点検 都市公園及びフィットネス9か所</td> <td>児童公園遊具改修</td> <td>7基</td> </tr> <tr> <td>日常点検 児童遊園地 22か所</td> <td>菅谷公園・水遊び場の改修</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市公園の除草の実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公園内の遊具等の点検実施（年1回）	都市公園遊具の新設	3基	定期点検 都市公園及びフィットネス9か所	児童公園遊具改修	7基	日常点検 児童遊園地 22か所	菅谷公園・水遊び場の改修		都市公園の除草の実施		
公園内の遊具等の点検実施（年1回）	都市公園遊具の新設	3基											
定期点検 都市公園及びフィットネス9か所	児童公園遊具改修	7基											
日常点検 児童遊園地 22か所	菅谷公園・水遊び場の改修												
都市公園の除草の実施													
目標指数 (令和11年度)	今後もこどもたちが安心して遊べる場所にしていくために、定期的に公園内の遊具等の点検、除草などの維持管理を進めます。また、公園やオープンスペースを活用して交流の場や憩いの場の創造などの工夫を行います。主たる公園に大型遊具の設置を推進します。												

こどもの体験活動の機会と場の拡大	
担当課	環境課・教育総務課
事業内容	<p>自然豊かなまちづくりと自然保護思想の啓発、多様な生物の生息環境の保全に寄与します。</p> <p>ホタル自然観察会（7月実施）、オオムラサキ親子自然観察会（7月実施）、オオムラサキ越冬幼虫調査（12月実施）、等の体験・学習機会を提供します。</p>
直近の実績	<p>【環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホタル自然観察会 NPO 自然の会・オオムラサキの主催で町が後援します。年1回実施。合計15人参加 ・オオムラサキの親子自然観察会 NPO 自然の会・オオムラサキの主催で町が後援します。年1回実施。合計20人参加。 ・オオムラサキ越冬幼虫調査 町立小学校（菅谷小3年、志賀小3年、七郷小3年）、大妻嵐山中の4校が主体で、町並びにNPO 自然の会・オオムラサキが協力して実施します。各校1回。合計181人の児童が参加。 <p>【教育総務課】</p> <p>外部指導者（NPO 自然の会・オオムラサキ）をお招きし、各小学校1回、第3学年の児童を対象に「オオムラサキ越冬幼虫調査」（12月）を実施し、児童に体験・学習の機会を提供できました。</p>
目標指数 (令和11年度)	<p>NPO 自然の会・オオムラサキのボランティア活動を推進し、同会が主体となって実施、または支援活動を行う次の自然観察会等のサポートをしていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホタル自然観察会 年1回実施（一般参加者が対象） ・オオムラサキ親子自然観察会 年1回実施（一般参加者が対象） ・オオムラサキ越冬幼虫調査 町立小学校3校 各年1回（3年生が対象） <p>また、観察会等の現場となるオオムラサキの森や蝶の里公園、ホタルの里などにおける生物の生息環境の整備を計画的に実施し、維持・管理することで、参加者の観察機会が増えるよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホタル自然観察会 年1回実施（一般参加者が対象） ・オオムラサキ親子自然観察会 年1回実施（一般参加者が対象） ・オオムラサキ越冬幼虫調査 町立小学校3校 各年1回（3年生が対象）

知識の森図書館事業（再掲）

近年、SNSの発達や情報通信機器の急速な普及・若年齢化によって子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもたちの読書環境に大きく影響を与えているといわれています。

子どもの読書活動は、学校や家庭等での読書習慣によってその量・質に大きな違いがあるともいわれているため、全ての子どもが学校や家庭等において自発的に読書を行うことができるよう環境を整備します。

また、子どもの年代別におはなし会を行うほか、出張サービスとして町内保育園・幼稚園・小中学校においてブックトークやおはなし会を行い、幼少期から本に親しんでもらえるよう取り組みます。

担当課	生涯学習課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館主催各種おはなし会 ・町内保育園（所）、幼稚園への支援 ・町内小中学校との連携 ・出張ブックトーク・おはなし会 ・子育て支援サービスとの連携
直近の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館主催各種おはなし会（開催 34 回 参加者 244 人） ・町内保育園（所）、幼稚園小学校への団体貸出（貸出回数 5 回 1 クラス 30 冊）
目標指数 （令和11年度）	継続実施

小学校と幼稚園、保育所との連携

担当課	教育総務課・福祉課
事業内容	就学相談や教育相談等を充実させ、幼稚園と小学校が連携することで、教育の向上を図っていきます。
直近の実績	<p>幼児教育研究協議会の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園職員による小学校の授業参観・情報交換（6～7月） ・小学校職員による園の保育参観・情報交換（12～1月） ・幼稚園児の小学校訪問（1月） ・就学児に関する情報交換会（2～3月） <p>指導主事による就学相談（随時）、教育相談室長による教育相談（毎週1回）を行い、円滑に就学相談・事務を実施し、連携を図ることができました。</p> <p>就学時健診を幼稚園で行い、小学校の教育と幼稚園の教員が情報を共有することができました。</p> <p>小学校訪問に幼稚園児が赴き、実際の小学校教育に触れる機会をもつことができました。</p>
目標指数 （令和11年度）	継続実施

喫煙対策

喫煙は、3大生活習慣病「がん、脳卒中、心疾患」のリスクファクターであり、禁煙すればこうした疾病のリスクが減ることが明らかになっています。しかしながら、未成年で喫煙を開始すると、成人になってから喫煙を開始した場合に比較して、肺がんなどにかかるリスクが高まり、かつ禁煙しにくくなると言われています。さらに、受動喫煙が及ぼす健康影響について、公共の場での対策は法律に基づき進みつつありますが、家庭における受動喫煙による子どもや妊婦への健康影響が懸念されています。

以上の理由から、思春期保健対策として、未成年、特に若い女性への喫煙防止教育を推進し、喫煙・受動喫煙が及ぼす健康影響について、広く啓発していく必要があります。

担当課	健康いきいき課・教育総務課
事業内容	<p>未成年や妊産婦の喫煙・受動喫煙による健康影響を防止するために必要な施策を講じ実施します。</p> <p>小・中学校の取組としては、薬物乱用防止教室を開催し、喫煙・受動喫煙による健康影響等について学習します。</p>
直近の実績	<p>【健康いきいき課】</p> <p>プレママ・プレパパ教室の中で乳幼児突然死症候群（SIDS）との関連を踏まえて、喫煙、飲酒による健康影響について啓発しています。</p> <p>【教育総務課】</p> <p>小・中学校ともに外部指導者（警察署職員・学校薬剤師等）を招いて「薬物乱用防止教室」を実施し、喫煙・受動喫煙による影響について、児童生徒へ健康教育を実施することができました。</p>
目標指数 (令和11年度)	継続実施

小児医療の充実

かかりつけ医を持つことは、日常の健康管理のアドバイスをもらえるだけでなく、普段から把握されている家族員の緊急時には素早い対応や、適切な医療への紹介も可能となります。予防接種の個別接種医療機関との連携で全ての方がかかりつけ医を持つよう指導をおこない、疾病の早期発見、受診・治療体制の確保を支援しています。下記の救急医療体制が整備されていますが、限定された時間内での体制となっている現状です。休日昼夜を問わず必要かつ適切な医療を受けることができるように、近隣の市町村や比企医師会、県と連携して体制の充実・強化を図っていく必要があります。

歯科診療所においては、口腔衛生を推進するうえでも健診時の指導とあわせて推進を行い、近隣の市町村や比企歯科医師会と連携し、現在の休日歯科診療所の体制を含めた歯科診療体制の確立が必要と思われます。

担当課	健康いきいき課
事業内容	<p>初期救急：</p> <p>休日夜間急患診療所（東松山医師会病院）…… 平日夜間、休日 こども夜間救急センター〔東松山医師会病院）…平日夜間 在宅当番医制（比企医師会）……………平日昼間 休日歯科診療所（比企歯科医師会）……………休日午前 小児救急電話相談（埼玉県）……………平日夜間、休日</p> <p>第2次救急：</p> <p>比企管内において、6箇所の医療機関が輪番制で実施しています。</p>
直近の実績	<p>【初期救急医療体制】</p> <p>「比企地区子ども夜間救急センター」</p> <p>週5日 月～金 20：00～22：30</p> <p>【第2次救急医療体制】</p> <p>病院群輪番制の実施</p> <p>【休日、夜間歯科診療体制】</p> <p>東松山市休日歯科センター</p>
目標指数 (令和11年度)	休日昼夜を問わずに受療できる体制を、医師会と協議しながら整備していきます。

こども、ひとり親家庭等及び重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業の促進

子育て家庭等における経済的負担を軽減し、こどもを安心して産み育てられる環境を整備するため、乳幼児及び児童、ひとり親家庭等または重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業です。

担当課	福祉課
事業内容	子育て家庭等における経済的負担を軽減し、安心して産み育てられる環境を整備するため、こども、ひとり親家庭等または重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業を実施します。 医療費支給事業を継続して実施します。
直近の実績	<ul style="list-style-type: none">・こども医療支給事業（高校3年生まで） 登録者 2,049人（就学前 590人 小1～高3 1,459人）・ひとり親家庭等医療費支給事業 登録者 父 4人、母 135人・重度心身障害者（児）医療費支給事業 登録者 368人
目標指数 (令和11年度)	継続実施

(3) 学童期～思春期の支援

思春期は、学童期よりも一層の自我意識、社会的意識が発達し、自立に向けた準備が整う時期です。他者との交流等を通じて、自主性や協調性を身に付けられる機会を創出したり、直面するこのライフステージ特有の問題に対し、自己肯定感を損なわないよう、しっかりと寄り添い見守りながら、必要な環境を整えます。

【 事業一覧 】

- 児童館等こどもの健全育成支援の推進
- 地域ぐるみでのこどもの体験・交流・居場所づくり
- 埼玉の食文化の伝承
- 地域保健と学校保健の連携による健康教育の実施
- 道徳教育の推進
- 健康教育の推進
- 人権教育の推進
- 緑の少年団活動の推進
- メディア・リテラシーの育成

児童館等こどもの健全育成支援の推進	
担当課	福祉課
事業内容	児童館とは児童福祉法第 40 条に基づく児童厚生施設として、こどもに健全な遊びを提供して、その健康を増進し、また情緒を豊かにすることを目的とする施設です。 児童館やこれに準ずる公共施設を活用し、子育て支援拠点としてすべてのこどもやその保護者が集える場所を提供して、その健全な育成を図るものです。
直近の実績	既存施設を活用して子育て広場レピで実施。 親子で遊べる場を提供できています。
目標指数 (令和11年度)	既存の公共施設等を活用した、児童館事業の実施を推進します。

地域ぐるみでのこどもの体験・交流・居場所づくり	
担当課	生涯学習課
事業内容	<p>少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、こどもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等にこどもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とします。</p> <p>主に活動をしているふれあい交流センター及び北部交流センターは、出入口にスロープが設置される等施設内はバリアフリー化されており、身障者に配慮した多目的トイレも整備されています。</p>
直近の実績	放課後子供教室（スイミー）37回 集会所学級（ふれあいじゅく）23回 子ども大学らんざん3回 ふれあい交流センターの開放
目標指数 (令和11年度)	継続実施及び内容の充実に努めます。

埼玉の食文化の伝承	
<p>今後、町として取り組む農業生産の方向性については、直売所向け野菜の作付け強化と生産履歴の分かる生産、減農薬減化学肥料栽培の生産拡大を図り、消費者に生産者の顔が見える安心安全農作物の生産・供給体制の整備を通し、身土不二の活動をより一層充実して展開していきます。また遊休農地等を利用して、都市住民の人たちが農業者とふれあい自ら農産物の生産に取り組めるような農園作りと観光農園の整備を図ります。</p>	
担当課	農政課・教育総務課
事業内容	<p>おいしく楽しく、栄養バランスのとれた食生活の実現と、地域産物を十分に活用しつつ、安心できる食環境の実現を目指すとともに、埼玉らしい食生活を次世代に伝えていくことを図ります。</p> <p>減農薬・減化学肥料栽培による特別栽培農産物の生産。安全・安心で生産者の顔が見える農産物を農産物直売所や学校給食を通じて提供・供給いたします。</p> <p>また、小学5年生を対象とした農業体験学習を通じて、農業とは日常生活していくために必要不可欠な食料の生産を担う極めて重要な産業であることを再認識してもらうため、農業体験学習の実施をします。</p>
直近の実績	<p>【農政課】</p> <p>特別栽培農産物 17件 市民農園、観光農園の利用促進 直売所の売上 279,525,000円（R6.3月末）</p> <p>【教育総務課】</p> <p>学校給食は、必要な栄養素の摂取のほか、食を学ぶ機会であり、特に地元農産物（米、野菜）の活用は、身近で多くのことを学ぶことができます。</p> <p>小学5年生を対象とした農業体験は、田植えと稲刈りを実施しました。</p> <p>小・中学校とも家庭科、保健の授業の中で栄養学習や望ましい食生活のあり方を学び家庭での実践へとつなげられました。</p> <p>学校給食への嵐山町産の野菜の提供は17品目にのびります。</p>

目標指数 (令和11年度)	特別栽培農産物 25 件 小学校（5年生）における農業体験学習 市民農園、観光農園の利用の推進 直売所売上 300,000 千円 学校給食への地場産物の供給 25 品目
------------------	--

地域保健と学校保健の連携による健康教育の実施

学校における性に関する指導・防煙教育など健康教育の実態を把握し、地域保健と学校保健の連携システムや役割分担などについて検討いたします。

担当課	教育総務課
事業内容	<p>保健所、教育委員会と連携し、思春期の子どもたちの性に関する指導、喫煙防止教育等の健康教育を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性に関する指導に関しては、性に関する指導全体計画、年間指導計画を立て、主に理科、保健、道徳、学級活動（特別活動）の時間に指導します。 ・学校保健委員会の時に、学校薬剤師から薬物乱用防止教育・防煙教育に関する指導を受けます。 ・小中学校とも、学校薬剤師等の外部指導者を招いて薬物乱用防止、喫煙防止についての授業を行います。
直近の実績	<p>【教育総務課】</p> <p>性に関する指導については、小・中学校ともに、保健体育、理科、道徳、学級活動等において、性に関する指導全体計画のもと、児童生徒の発達段階に即した教育活動を展開しています。中学校においては、外部指導者（産婦人科医）を招き、より専門的な性に関する指導の授業を実施しています。</p> <p>薬物乱用防止については、小・中学校ともに外部指導者（警察署職員・学校薬剤師等）を招いて「薬物乱用防止教室」を実施しています。</p>
目標指数 (令和11年度)	思春期の子どもたちの性に関する指導、防煙教育等の健康教育にかかる施策を実施します。

道徳教育の推進

児童生徒に規律ある態度、豊かな心を育成するためには、学校における道徳教育の充実とともに、学校・家庭・地域において一貫した指導がなされることが重要です。

学校が道徳の授業公開や道徳に関する説明を保護者や地域の方々へ積極的に行い、理解と協力を求めて、一体となった道徳教育の一層の充実を図ります。

担当課	教育総務課
事業内容	<p>埼玉県学力・学習状況調査に示された「規律ある態度」達成目標を基に、学校、家庭を含めた県民が一体となって、一貫した取組を展開します。</p> <p>また、家庭や地域の方々に[特別の教科 道徳]を核とした道徳教育の理解を積極的に促し、内容の共有化を進め、地域ぐるみの道徳教育を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の全体計画の作成と有効活用 ・副読本等の有効活用と指導資料の開発 ・道徳の時間の授業時間数の確保 ・「規律ある態度」についての教育課程への位置づけ ・学校と家庭、地域社会との連携
直近の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業時間数について、年間指導計画をチェックし、達成しなければならない35時間の確保ができました。(5校全校) ・道徳の時間において、ネットトラブルなど今日的な内容も取り扱いました。(5校全校) ・道徳ノートを活用し、児童生徒の心の変容を記録に残すことにより、児童生徒の道徳的実践力を高めることができました。(5校全校) ・授業参観等で、道徳の授業を保護者・地域へと公開し、地域と連携をとることができました。
目標指数 (令和11年度)	身についた道徳性や規律ある態度などが実際に生きてはたらくように、実践力を高める教育を推進します。

健康教育の推進

児童生徒の心身の健康問題解決のために、実状に即した研修会を開催するなど、健康相談活動の充実を図ります。また、児童生徒の心身の健康問題解決のために、学校内における組織的な対応や学校外の関係機関等との連携に努めます。

担当課	教育総務課
事業内容	各学校のニーズを踏まえ、市町村において、健康相談活動（児童生徒の心身の健康を心と体の両面から支援する）の充実を図ります。 各学校においては、養護教諭が中心となり、児童生徒の心と体への両面から対応する健康相談活動を実施しています。
直近の実績	小・中学校においては、日常的に健康相談活動を実施し、児童生徒の心身の健康を支援することができました。 ・スクールカウンセラー（各校1名・月1～4日） ・スクールソーシャルワーカー（町1名・週4日） ・市町村配置相談員（各中学校区1名・週5日） ・教育相談室長（町1名・週1日）
目標指数 (令和11年度)	よりよい生活習慣作りのため、学校、家庭、地域社会がより一層連携を深め、「自ら課題をもち自分らしさを出して、主体的に生きようとする児童生徒」を育てる教育を実践します。

人権教育の推進

女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、性の多様性などの様々な人権問題について、子どもたちが理解を深め、お互いの人権を尊重する地域社会が構成されるよう、教育活動全体を通じて人権課題に対応した教育を行います。

また、いじめ・不登校の未然防止や早期発見・対応を図るための体制を整備し、小学校と中学校の連携の強化により、小学校生活から中学校生活への円滑な移行に努めます。

担当課	生涯学習課
事業内容	人権作文・人権標語の取り組み、縦割り活動、人権感覚育成プログラムの活用
直近の実績	幼稚園：人権感覚育成プログラムを年長児に実施 小学校：人権作文 2年生以上、人権標語 全学年、 人権感覚育成プログラム 全学年 中学校：人権作文 全学年、人権標語 全学年 人権感覚育成プログラム 全学年
目標指数 (令和11年度)	幼稚園：心身ともに健やかで思いやりのある子どもを育てます。 小学校：様々な人権課題を解決しようとする力を育てます。 中学校：差別に気づき、差別をしない、許さない心を育成します。

緑の少年団活動の推進	
担当課	環境課
事業内容	自然の中で様々な体験活動を行い、その中で自ら判断できる能力、協働で取り組むことの大切さを養う機会を提供できる、緑の少年団活動の推進に努めます。 町内の小学生とその関係者、指導者により活動する緑の少年団に対し、その活動の場の提供に努めます。
直近の実績	嵐山モウモウ緑の少年団の団員数は、小学校児童 28 人と指導者 13 人で学習活動 10 回、奉仕作業 1 回レクリエーション活動 1 回の計 12 回の活動を実施。千手堂小千代山の保全協定に基づく団体であり、里山保全活動を行っています。
目標指数 (令和11年度)	現在活動している緑の少年団に対し、活動の場を引き続き提供し、その活動内容の PR、補助金の交付等を実施します。

メディア・リテラシーの育成	
担当課	教育総務課
事業内容	情報化社会が進展する中、性表現や暴力、残虐表現など青少年に悪影響を及ぼすおそれのある有害情報も数多く存在し、その影響が懸念されることから、メディア・リテラシーの育成、特にメディアを主体的に理解し、判断する能力を育成します。
直近の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒は 1 人 1 台タブレット端末を持ち、学校及び家庭において学習に活用しており、タブレット端末には有害情報をブロックするソフトを搭載しています。 ・「タブレット活用のルール」を児童生徒及び保護者に配布し、活用方法について啓蒙しています。 ・道徳の授業において、ネットトラブル等を取りあげ、メディア・リテラシーを育成することができました。
目標指数 (令和11年度)	継続実施

(4) 思春期～青年期の支援

青年期は、身体的・精神的にも成熟してきますが、一方で、成人期に至る前段階ということもあり、社会的な役割や責任などへの漠然とした不安を抱いたりする時期でもあります。この時期ならではの悩みや葛藤に寄り添いながら、成人期に向けて自立を見据えた支援の体制が必要です。

【 事業一覧 】

- 生涯学習活動、文化・芸術活動の充実
- 喫煙対策（再掲）
- ふれあい講座
- 二十歳の集い実行委員会

生涯学習活動、文化・芸術活動の充実

誰もが生涯にわたって学べる環境づくりを目指し、各交流センターを生涯学習、社会教育の拠点として、様々な学習機会の提供及び文化・芸術活動の支援に努め、相互に自己を高め合う住民活動を推進します。

また、図書館では多様化するニーズに適切に対応するため、資料やサービスの充実を図ります。

担当課	生涯学習課
事業内容	ふれあい講座、文化団体の支援、二十歳の集い、電子図書館
直近の実績	ふれあい講座 84人 文化団体連合会の活動費補助 二十歳の集いボランティア参加者数 22人 電子図書館登録者数 266人
目標指数 (令和11年度)	今後も同様の機会を創り出すと共に、様々な活動を支援します。

喫煙対策（再掲）

喫煙は、3大生活習慣病「がん、脳卒中、心疾患」のリスクファクターであり、禁煙すればこうした疾病のリスクが減ることが明らかになっています。しかしながら、未成年で喫煙を開始すると、成人になってから喫煙を開始した場合に比較して、肺がんなどにかかるリスクが高まり、かつ禁煙しにくくなると言われています。さらに、受動喫煙が及ぼす健康影響について、公共の場での対策は法律に基づき進みつつありますが、家庭における受動喫煙による子どもや妊婦への健康影響が懸念されています。

以上の理由から、思春期保健対策として、未成年、特に若い女性への喫煙防止教育を推進し、喫煙・受動喫煙が及ぼす健康影響について、広く啓発していく必要があります。

担当課	健康いきいき課・教育総務課
事業内容	<p>未成年や妊産婦の喫煙・受動喫煙による健康影響を防止するために必要な施策を講じ実施します。</p> <p>小・中学校の取組としては、薬物乱用防止教室を開催し、喫煙・受動喫煙による健康影響等について学習します。</p>
直近の実績	<p>【健康いきいき課】</p> <p>プレママ・プレパパ教室の中で乳幼児突然死症候群（SIDS）との関連を踏まえて、喫煙、飲酒による健康影響について啓発しています。</p> <p>【教育総務課】</p> <p>小・中学校ともに外部指導者（警察署職員・学校薬剤師等）を招いて「薬物乱用防止教室」を実施し、喫煙・受動喫煙による影響について、児童生徒へ健康教育を実施することができました。</p>
目標指数 (令和11年度)	継続実施

(5) ライフステージ全般の支援

子どもやその家庭が日々の生活を安心して過ごせるよう、良質な居住環境や生活環境の整備を進め、また、犯罪や事故などから子どもを守る安全・安心なまちづくりを進めます。さらに、子どもの最善の利益が保障された権利擁護の取組みを推進します。

【 事業一覧 】

- 良質な住宅の確保
- 良好な居住環境の確保
- 都市公園・児童遊園の維持管理
- あんしん歩行エリアの指定の検討
- 歩道の整備促進とバリアフリー化の推進
- 防犯灯の設置促進
- 交通安全教育の推進
- 交通安全教育の推進（住民活動への支援）
- 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 子どもを犯罪から守るための活動の推進
- 子どもの権利擁護
- 生涯スポーツの推進

良質な住宅の確保	
担当課	まちづくり整備課
事業内容	都市計画制度による良好な居住空間を形成します。 建築物の耐震不燃化等を促進します。 子育て家庭の支援を推進するため、優良な賃貸住宅の整備状況に係る情報提供を行います。 県によるバリアフリー・環境共生住宅、県産木材活用住宅、耐震改修事業の彩の国の家住まいるローン制度を紹介します。
直近の実績	地区計画の届出 3件 住宅リフォームへの補助 41件 通学路等のブロック塀等撤去補助 3件 その他については県制度の情報提供を実施しました。
目標指数 (令和11年度)	継続実施

良好な居住環境の確保	
担当課	まちづくり整備課
事業内容	子育て家庭が施設入居時に安心して入居できるよう、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅など、施設に関する情報提供等を積極的に行います。 公営住宅については、町内には2か所の県営住宅はありますが、町営住宅はありません。民間のアパートが多数あるため、町営住宅の予定はありません。
直近の実績	県制度の情報提供
目標指数 (令和11年度)	情報提供を実施

都市公園・児童遊園の維持管理	
担当課	まちづくり整備課
事業内容	都市公園施設（休憩施設、休養施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設）、児童遊園施設の維持管理。 今後、大規模修繕等が生じた場合は地区の意見などを取り入れ、防災公園としての災害応急対策に必要な施設整備と、身近な憩いの場として幼児から年配者まで利用しやすいバリアフリー化、誰にでも使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた公園の整備を推進します。
直近の実績	(都市公園) 公園改修 : 2か所 (駅西公園、菅谷公園水遊び場) 水道修繕 : 1か所 トイレ屋根修繕 : 1か所 トイレ修繕 : 2か所 (児童公園) 遊具修繕 : 2か所 特に駅西公園は嵐丸ひろばと連携した使用とするため、低年齢児が安心して遊べるよう、新しい遊具を設置するなど、大規模改修を実施しました。
目標指数 (令和11年度)	緑豊かな公園を快適に使用できるよう、維持管理や必要な改善等を進めます。

あんしん歩行エリアの指定の検討	
担当課	地域支援課
事業内容	市街地の中で事故の発生割合が高く、子ども達の安全な通行の確保が求められている地区に「あんしん歩行エリア」の指定を検討し、歩行者や自転車の事故防止対策等、総合的な安全対策を実施します。
直近の実績	あんしん歩行エリアの指定なし 既存整備計画の推進による安全確保 ・通学路等への交通安全立て看板設置 【小川警察署への要望書提出】 ・速度規制 ・横断歩道の設置 ・一時停止線及び路面標示の修繕
目標指数 (令和11年度)	既存事業の推進

歩道の整備促進とバリアフリー化の推進	
担当課	まちづくり整備課
事業内容	<p>こども、こども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備します。通学路を中心に歩道設置を整備促進します。</p> <p>「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づく、段差のない幅広い歩道の整備等を推進します。</p> <p>歩道整備の際は、点字ブロック、スロープの設置について留意します。</p>
直近の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武蔵嵐山駅西口駅前広場は、点字ブロック（横断歩道を含む）の設置、点字案内看板及び、駅出入り口のフラット化など、バリアフリー化を実施。（点字ブロック156m） ・（県事業）県道深谷嵐山線（菅谷地区）県道菅谷寄居線（志賀地区）歩道設置 ・（県事業）県道武蔵嵐山停車場線一部歩道拡幅 ・ 志賀2区地内交差点1か所点字ブロック修繕 ・ 交差点など危険箇所へ視線誘導棟（ラバーポール）の設置
目標指数 (令和11年度)	継続実施

防犯灯の設置促進	
担当課	まちづくり整備課
事業内容	地域の要望に対し、防犯・安全のため防犯灯の設置を推進します。
直近の実績	LED防犯灯 16基設置
目標指数 (令和11年度)	継続実施

交通安全教育の推進（交通安全教室）	
担当課	教育総務課
事業内容	学習指導要領に基づき、関連教科や道徳、特別活動及び総合的な学習の時間を中心に、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努めています。
直近の実績	幼稚園、各小・中学校とも、交通安全教室を実施しており、警察等の協力を得て交通安全教育を推進することができました。
目標指数 (令和11年度)	継続実施

交通安全教育の推進（住民活動への支援）	
担当課	地域支援課
事業内容	<p>地域の実情に即した交通安全教育を推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全母の会の活動への助成、育成 ・各種イベント会場での交通指導 ・交通指導員による通学路の立哨指導
直近の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント会場での交通指導（5回） ・通学路での朝の立哨指導（6名）
目標指数 (令和11年度)	継続実施

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進											
担当課	教育総務課・生涯学習課										
事業内容	<p>各小・中学校においてインターネット犯罪を含めた「非行防止教室」を開催し、子ども自らが犯罪から身を守る力を養うことに努めます。</p> <p>家庭との連携では学校家庭の共通行動が図れるよう、保護者会・PTA活動のなかで規範意識や、基本的な生活習慣の獲得がはかられるよう働きかけています。また、「子ども110番の家」の設置と活用により、地域社会との連携に努めます。関係機関等との連携では、中学校区連絡協議会への参加、駐在所、民生委員、児童委員、町教育相談員との連携をとり、問題解決に向け推進しています。</p>										
直近の実績	<p>【教育総務課】</p> <p>「非行防止教室」を小・中学校全ての学年で実施し、保護者も参観できました。</p> <p>【生涯学習課】</p> <p>「子ども110番の家」プレート設置について、学校・PTAと連携し現地確認及び継続の依頼を実施</p> <table border="0"> <tr> <td>R5年度末</td> <td>計245件</td> </tr> <tr> <td>菅谷小・中校区</td> <td>147件</td> </tr> <tr> <td>七郷小校区</td> <td>27件</td> </tr> <tr> <td>志賀小校区</td> <td>38件</td> </tr> <tr> <td>玉ノ岡中校区</td> <td>33件</td> </tr> </table>	R5年度末	計245件	菅谷小・中校区	147件	七郷小校区	27件	志賀小校区	38件	玉ノ岡中校区	33件
R5年度末	計245件										
菅谷小・中校区	147件										
七郷小校区	27件										
志賀小校区	38件										
玉ノ岡中校区	33件										
目標指数 (令和11年度)	地域との連携をより密にし、安全・安心な環境を維持するため、定期的な連絡会等の体制づくりを学校が核となって推進します。										

子どもを犯罪から守るための活動の推進	
担当課	地域支援課
事業内容	行政のみならず、各地区で住民自ら防犯活動を実施することにより、子どもを犯罪から守り、また、防犯についての意識の向上を図ります。 住民ボランティアによる防犯パトロール活動の促進を図るため、防犯パトロール用品（ジャンパー、帽子等）を各行政区と町内小中学校 PTA 等に貸与しています。
直近の実績	・防犯パトロール資機材の配布 （ジャンパー46着、防犯ベスト164着、帽子371個等） ・防犯パトロール活動（4月から翌年3月末） （青色回転灯車によるパトロール：198日、ナイトパトロール9回） ・防犯ボランティア総数 3月末現在 1,023名
目標指数 (令和11年度)	継続実施

子どもの権利擁護	
担当課	地域支援課
事業内容	人権に関する相談や行政に関する相談等、町民からの相談の総合窓口としての役割を担っています。相談の内容に応じて、担当課並びに警察署などの関係機関と連携し対応しています。 こどもの権利擁護の啓発を行っています。
直近の実績	総合相談（通年の随時相談） こどもの権利擁護に関するポスター掲示
目標指数 (令和11年度)	継続実施 相談窓口及び対応力を強化します。

生涯スポーツの推進	
<p>すべての子どもが、それぞれの目的や関心に応じスポーツに親しむことができるよう様々なスポーツ活動を推進するとともに、多様化するニーズに合わせたスポーツ活動ができる機会を創出します。</p> <p>さらに、障害のあるなしにかかわらず、誰でもスポーツに親しめる機会を提供し、インクルーシブスポーツの普及・促進を行っています。</p> <p>また、アスリートや指導者の育成と支援を推進して更なる競技力の向上を図り、世界に羽ばたくトップアスリートの排出を目指します。</p>	
担当課	生涯学習課
事業内容	春のスポーツフェスティバル、秋のスポーツフェスティバル、地域と連携した障がい者スポーツ基盤整備、スポーツ推進委員運営、各種スポーツ団体等の支援
直近の実績	スポーツフェスティバルの参加者数 春秋合計 659人 スポーツ推進委員の年間活動日数 22日 優秀選手表彰者数 6人
目標指数 (令和11年度)	今後も同様の機会を創り出すと共に、部活動の地域連携を推進します。

基本目標 2 子育て当事者への支援

(1) 子育て支援のネットワークづくり

同じ子育て家庭との交流がなく、子育てサービスやイベントの情報が入ってこないなど、嵐山町における子育て家庭の孤立を防ぐ必要があります。そのため、子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービス情報を効果的・効率的に提供するなどのネットワークづくりを推進します。

【 事業一覧 】

○子育て支援ネットワークづくり

子育て支援ネットワークづくり	
担当課	福祉課
事業内容	子育て支援のネットワークを構成する行政、関係機関、子育て NPO、地域活動団体等が協働または連携し、地域の住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援のネットワークを構築し、地域全体での子育て支援の推進を図ります。
直近の実績	必要に応じて実務者会議を開催し、子育て支援ネットワークを構築することができています。
目標指数 (令和11年度)	ネットワークの機能強化・連携強化を図ります。

(2) 子育て情報の提供・相談事業の充実

妊娠・出産・子育てに関することや、保健・医療・福祉等のサービスなどについて、当事者の視点に立ったサービスの周知や相談体制等を推進していきます。

【 事業一覧 】

- つどいの広場事業
- 幼稚園等における教育相談・情報提供事業
- 子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への助言

つどいの広場事業	
担当課	福祉課
事業内容	主に乳幼児（0歳から3歳）をもつ親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供できるよう、相談体制を充実し、地域での子育ての普及のための活動を実施します。
直近の実績	子育て広場「レピ」 実施回数 142回 大人参加数 1,547人 こども参加数 1,681人 開催日を増やしたことにより、継続した利用につながりました。
目標指数 (令和11年度)	継続実施及び内容の充実に努めます。

幼稚園等における教育相談・情報提供事業	
担当課	教育総務課
事業内容	幼稚園が家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者の要請などを踏まえ、子育て相談や情報提供事業等の子育て支援策を実施します。
直近の実績	個別の子育て相談（随時） 担任による個人面談（年1回） 未就園児教室実施（年5回） 巡回相談（年2回） 園評議員会（年3回） 子育て講座（年1回） 教育活動に関するアンケート調査の実施（年1回） 地域や家庭との連携により子育て相談や情報提供をすることができました。
目標指数 (令和11年度)	公立幼稚園において、地域や家庭との連携による子育て相談や各種情報提供事業を継続して実施します。

子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への助言	
担当課	福祉課・健康いきいき課
事業内容	地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、相談支援等を実施します。
直近の実績	こども家庭センターを設置し、母子保健、発達支援、児童福祉の連携、関係機関との連絡調整等の機能を強化しました。また、子育てガイドブックを作成、配布、子育てに関する情報を提供しました。
目標指数 (令和11年度)	こども家庭センター機能と事業内容の充実に努めます。

(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育て世帯が仕事と家庭を両立し、子育てに向き合えるよう、将来設計を見据えた多様な働き方の情報提供や相談、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。

【 事業一覧 】

- 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
- 仕事と子育ての両立の推進
- 男女共同参画の推進

多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	
担当課	企業支援課
事業内容	多様な働き方があり労働者の職業選択の機会が増えた一方、パートタイム労働等労働環境の適正な処遇の確保が重要となるため、今後更に多くなることが予想される高年齢者の雇用確保とともに、啓発に努めます。 労働者、事業主、地域住民等の意識改革や事業主へ社内規定見直しを進めるための広報・啓発、情報提供等を図ります。 企業の「一般事業主行動計画」策定を周知します。
直近の実績	関係機関からのリーフレットやチラシの配布（主に嵐なび）及びポスター等を町内の公共施設に掲示しました。 また、商工会・ハローワーク・県と連携を図り、嵐山町企業就職相談会を実施しました。（開催日：令和5年7月8日 参加人数：27人 就職者数：5人）
目標指数 (令和11年度)	継続実施

仕事と子育ての両立の推進	
担当課	福祉課・企業支援課
事業内容	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の活用を図るとともに、仕事と子育ての両立支援のための態勢の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を検討します。
直近の実績	嵐山町ファミリー・サポート・センター 登録会員 174名 子育て世帯は減少していますが、登録会員数は目標指数を維持しています。
目標指数 (令和11年度)	嵐山町ファミリー・サポート・センター 登録会員 100名以上を維持します。

男女共同参画の推進	
担当課	地域支援課
事業内容	<p>令和4年度に策定した「第4次嵐山町男女共同参画プラン」に沿って、男女共同参画社会の実現に向け、様々な取組を行ってきました。女性への就労支援が推進されているなかで、いまだに家庭内での女性の家事や育児への負担は軽減されていない状況です。</p> <p>女性が家事や育児をしながら就労するには、働きやすい職場環境の促進や家庭における男性の家事や育児への積極的な参加が不可欠です。社会全体で子育て支援に取り組み、家庭生活においては男女が共に自立した人間として尊重しあえるような男女共同参画を推進します。</p>
直近の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間に合わせて広報6月号に記事を掲載しました。 ・男女共同参画審議会を開催し、「第4次嵐山町男女共同参画プラン」の取組内容を検証・報告しました。 ・女性に対する暴力をなくす運動の実施期間に合わせて、パープルリボンを入れたタペストリーを県内市町村で巡回させ完成させるキャンペーンに参加しました。
目標指数 (令和11年度)	「男女共同参画プラン」の推進、子育て支援を充実します。

基本目標 3 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援

(1) 経済的に困難な家庭の子ども・若者への支援

【こどもの貧困の解消に向けた対策計画】

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困を断ち切るため、新たな貧困の連鎖を生まないように地域や関係機関と連携しながら、こどもの貧困対策を推進していきます。

【事業一覧】

○経済的に困難な家庭の子ども・若者への支援

経済的に困難な家庭の子ども・若者への支援	
担当課	福祉課・教育総務課
事業内容	こどもの貧困対策については、令和5年12月に制定されたこども大綱の子どもの貧困対策の推進に関する大綱も一元的に定められました。また、「こどもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」として令和6年に改正され、社会全体で受け止めて取り組むべき課題としています。町では国・県が実施する事業を積極的に活用し、関係機関と連携しながらこども、若者への支援を推進します。
直近の実績	アスポート学習支援事業所による学習支援事業との連携 アスポート相談支援センター埼玉西部との連携 アスポート相談支援センター埼玉西部を通じてアスポート就労支援事業との連携
目標指数 (令和11年度)	各種制度の周知に努めます。

(2) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑化・多様化していると言われています。福祉・保健・教育・医療など関係機関と連携し、支援対象児童等の早期発見、適切な支援、予防的取組を推進します。

【 事業一覧 】

- 母子保健分野での予防対策
- 相談体制の充実
- 広報・啓発活動

母子保健分野での予防対策

相談しやすい環境をつくっておくため、妊娠期及び出生後できるだけ早期に関わりを持つことが必要と思われます。そのためには、妊娠届出時に体調や生活環境などの話を聴きながら良い関係を構築すること、新生児・乳児訪問等早期に実施し、不安や負担の軽減を図るとともに相談窓口の周知徹底を課題として、各事業を展開しています。また、保健事業を利用しない母子の状況を把握する為に、乳幼児健康診査の未受診者に対して家庭訪問を実施していくことが更なる課題となっています。

要保護児童対策協議会を有効活用し、福祉課・学校・保育所・幼稚園・児童相談所と密に連携を図り、児童虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、住民への児童虐待防止の為に啓発活動を展開していく必要があると思われます。

担当課	健康いきいき課
事業内容	<p>新生児訪問・赤ちゃん訪問等において、早期に母子の状況を把握し、必要があれば支援できる態勢にあります。そのほか乳幼児健康診査・乳幼児相談においても支援する体制を整えています。</p> <p>また、おやこ教室・すくすく相談では、担当保健師が個別に関わり、養育者の不安や負担の軽減に努めています。</p> <p>実際に通報があったり虐待が疑われるケースに対しては、福祉課・児童相談所等と連携し支援します。</p>
直近の実績	赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査及び療育事業で母子と早期の信頼関係を構築し、育児相談しやすい環境を整え、必要に応じて内外関係機関と連携し支援を行いました。
目標指数 (令和11年度)	継続実施

相談体制の充実	
担当課	福祉課
事業内容	<p>児童虐待を含む児童相談全般について、市町村が第一義的に受けることになることから、市町村における児童相談、特に虐待相談を受ける相談体制を充実します。</p> <p>児童虐待に関する相談体制については、嵐山町要保護児童対策地域協議会構成団体を中心に、関係機関・団体からの情報が町の担当課に寄せられるような体制が構築されています。</p> <p>今後は、町が児童虐待の通告先となることもあり、庁内の相談体制の充実はもとより、担当職員の資質の向上をより一層図る必要があります。</p>
直近の実績	<p>【地域支援課】 相談の内容に応じ、担当課と連携を図りながら対応</p> <p>【福祉課】 要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議 1回 実務者会議 2回 関係機関と連携し、適切な支援を行っています。</p>
目標指数 (令和11年度)	<p>児童相談体制については、現状の相談窓口の機能が十分に生かせるよう、庁内の関係各課間の連携を引き続き密にすることにより実施します。特に、児童虐待への対応については、要保護児童対策地域協議会が有効に機能するような組織活動を推進します。</p>

広報・啓発活動	
担当課	福祉課
事業内容	住民への児童虐待防止のための広報・啓発活動。
直近の実績	公共施設や保育園等へポスターの掲示、リーフレット等の配布。 児童虐待防止について周知することができました。
目標指数 (令和11年度)	啓発活動の充実

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立を促進し、ひとり親家庭が地域の中で安定的な生活を送ることができるよう支援します。

【 事業一覧 】

- こども、ひとり親家庭等及び重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業の促進（再掲）
- 雇用の促進
- 保育所等の優先利用

こども、ひとり親家庭等及び重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業の促進（再掲）	
子育て家庭等における経済的負担を軽減し、こどもを安心して産み育てられる環境を整備するため、乳幼児及び児童、ひとり親家庭等または重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業です。	
担当課	福祉課
事業内容	子育て家庭等における経済的負担を軽減し、安心して産み育てられる環境を整備するため、こども、ひとり親家庭等または重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業を実施します。 医療費支給事業を継続して実施します。
直近の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・こども医療支給事業（高校3年生まで） 登録者 2,049人（就学前 590人 小1～高3 1,459人） ・ひとり親家庭等医療費支給事業 登録者 父 4人、母 135人 ・重度心身障害者（児）医療費支給事業 登録者 368人
目標指数 (令和11年度)	継続実施

雇用の促進	
担当課	総務課
事業内容	ひとり親家庭等の雇用が促進できるよう、会計年度任用職員等の採用に配慮します。 会計年度任用職員等の求人情報の提供を関係機関に行い、雇用の促進を図ります。
直近の実績	継続実施中 R 5 年度：4 名雇用 R 6 年度：2 名雇用中 本人の希望する勤務形態で雇用
目標指数 (令和11年度)	継続実施

保育所等の優先利用	
担当課	福祉課
事業内容	保育所、放課後児童クラブの優先利用など、ひとり親家庭に対する子育て支援を行います。
直近の実績	ひとり親家庭に対して実施。 令和5年度3月末入所数 27 世帯 児童数 32 人 該当するひとり親家庭はすべて入所できています。
目標指数 (令和11年度)	継続実施

(4) 障害児施策の充実

国・県はもとより、保健・医療・福祉・教育が連携して、こどもの個性を活かした支援に取り組み、配慮が必要な子どもや当事者への途切れのない支援を実施します。

【 事業一覧 】

- 放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進
- 障害児通園事業

放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進	
担当課	福祉課
事業内容	町内4か所の放課後児童クラブにおいて障害児の受入れを行っています。今後も障害児の利用希望が予想されるため、指導員の資質の向上を推進いたします。また、障害児保育担当指導員の配置に必要な経費を加算することが、健全な運営には必要であることから、引き続き国、県の補助金の加算を行い、安定した障害児保育を実施します。
直近の実績	菅谷学童保育室、志賀学童保育室で国、県の補助事業を基準として実施。 菅谷学童保育室 3名 菅谷第2学童保育室 5名 志賀学童保育室 3名 支援が必要な児童はすべて受入れを行うことができます。
目標指数 (令和11年度)	今後も継続して現行の国、県の補助事業を基準とし継続して実施します。

障害児通園事業	
担当課	福祉課
事業内容	障害児施設のうち、知的障害児通園施設あるいは肢体不自由児通園施設を利用できない障害児を対象に、市町村が通園できる施設を設置して日常生活の基本動作訓練や集団生活の適応訓練などを行う事業です。 町内の保育所においては、既に重度の障害児の受入を実施しています。
直近の実績	管内4保育所（東昌・東昌第二・嵐山若草・嵐山しらこぼと）で実施。 東昌保育園 0名 東昌第二保育園 2名 嵐山若草保育園 2名 嵐山しらこぼと保育園 0名 対象者は増加しているが、人的物的に環境を整備できています。
目標指数 (令和11年度)	状況に適切に対応します。

(5) ヤングケアラーへの支援

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

ヤングケアラーへの理解を深めるための普及啓発を行うとともに、ヤングケアラーとその家庭への支援のために、国・県・関係機関と緊密に連携体制を整備し、早期に必要な支援へつなげられるようにしていきます。

【 事業一覧 】

○啓発活動と関係機関等との連携

啓発活動と関係機関等との連携	
担当課	福祉課・教育総務課
事業内容	支援を必要とするこども・若者に自身がヤングケアラーであることを認識してもらうとともに地域や学校において、ヤングケアラーを早期発見し、支援につなげていくことが大切です。また、民生委員・児童委員による訪問活動やアスポーツ相談支援埼玉西部による生活支援等関係機関とも連携し、必要な支援につなげていきます。
直近の実績	武蔵嵐山駅東西連絡通路におけるデジタルサイネージでの啓発活動 小中学校へ埼玉県が発行するヤングケアラーハンドブックでの啓発活動 アスポーツ相談支援埼玉西部による保護者及びケアラー本人への生活支援及び就労支援
目標指数 (令和11年度)	ヤングケアラーの啓発活動の継続と関係機関等との連携による早期支援の実施

第5章 子ども・子育て支援事業計画

基本目標4 幼児期の教育・保育、および地域における子育て支援の充実

◎ 子ども・子育て支援制度の概要

①「子ども・子育て関連3法」について

次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれており、「子ども・子育て支援制度」は、これらの法律に基づくものです。

①子ども・子育て支援法（平成24年（2012年）法律第65号）

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年（2012年）法律第66号）

③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年（2012年）法律第67号）

令和6年6月に、子ども・子育て支援法などの改正法が成立したことで、児童手当の拡充をはじめとする少子化対策の強化や、働いていない場合にも子どもを保育施設等に預けることのできる「乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）」の導入、ヤングケアラーへの対応強化などを進めていくこととなります。

②子ども・子育て支援制度の内容

子ども・子育て支援制度は、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。この制度では、消費税の引き上げによる財源を活用して、計画的に子ども・子育て支援の量や質の拡充を図ります。

■子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援制度における給付は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大きく分かれており、子ども・子育て支援給付は、さらに教育・保育給付の「施設型給付」及び「地域型保育給付」に分かれます。

【子ども・子育て支援給付】

種類	対象事業
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

■教育・保育給付認定区分

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用するこどもについては、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みとなっています。

【教育・保育給付認定区分】

1号認定	満3～5歳児が、制度移行した幼稚園、認定こども園を利用するために必要な認定
2号認定	満3～5歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定
3号認定	満3歳児を除く0～2歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定

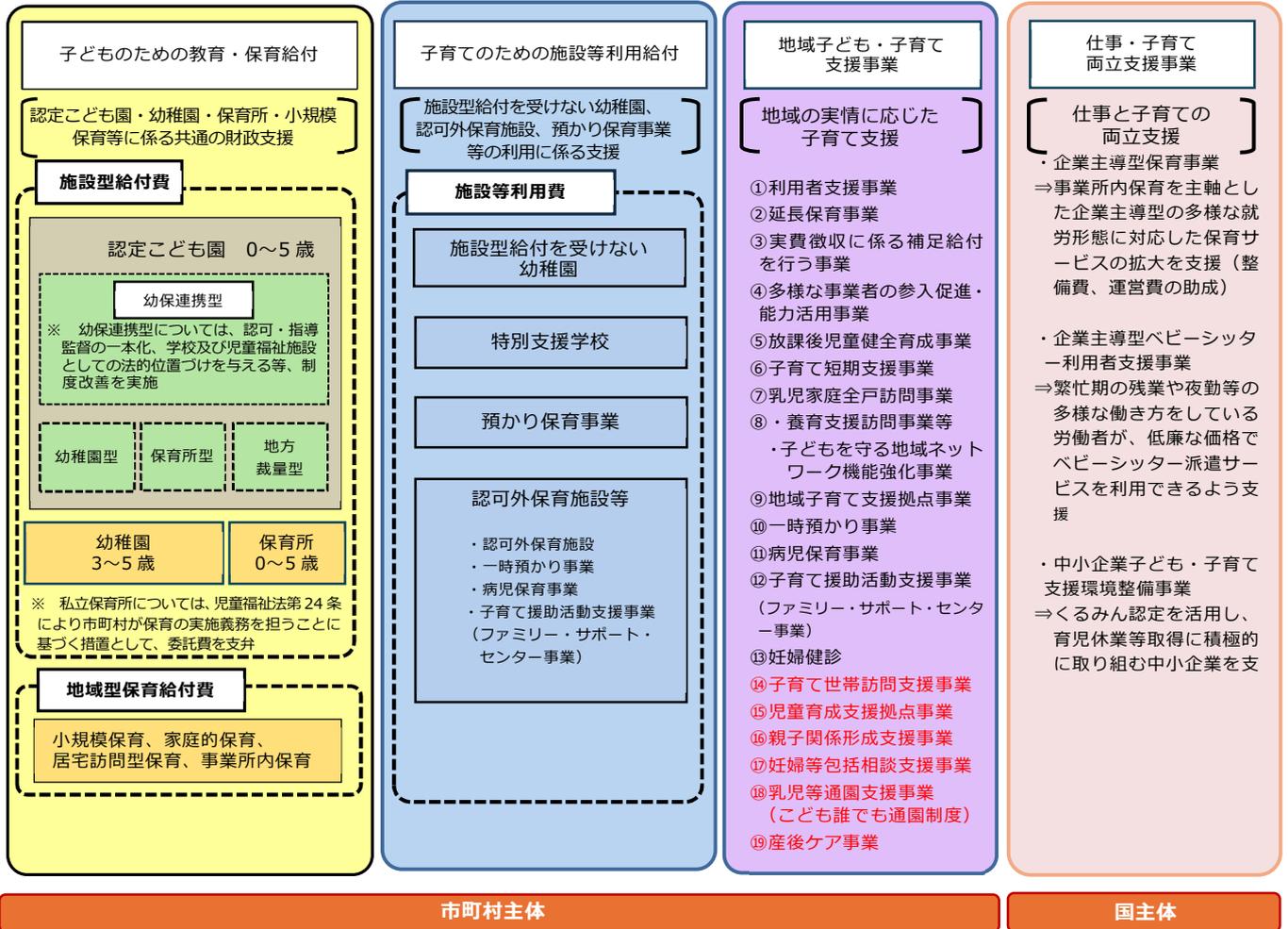
■地域子ども・子育て支援事業

当初は、子ども・子育て支援法へ13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられておりました（子ども・子育て支援法第59条）。近年は、令和4年の児童福祉法改正により、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が創設され、令和6年4月から施行しています。また、令和6年6月の改正子ども・子育て支援法により、「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」、「産後ケア事業」が創設され、令和7年4月から施行されます。これらを、各市町村が地域の実情に応じて推進することになります。

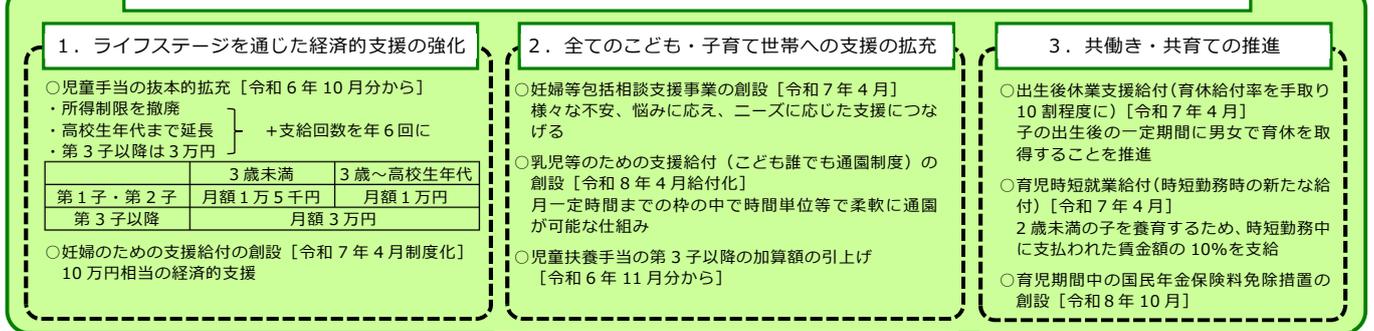
【地域子ども・子育て支援事業】

事業名	
①利用者支援事業	⑧・養育支援訪問事業
②延長保育事業	・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	⑨地域子育て支援拠点事業
④多様な事業者の参入促進・能力活用事業	⑩一時預かり事業
⑤放課後児童健全育成事業	⑪病児保育事業
⑥子育て短期支援事業	⑫子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
⑦乳児家庭全戸訪問事業	⑬妊婦健診
⑭子育て世帯訪問支援事業	⑮児童育成支援拠点事業
⑯妊婦等包括相談支援事業	⑰親子関係形成支援事業
⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	⑲産後ケア事業

【制度における給付・事業の全体像】



こども未来戦略（加速化プラン）に基づく給付等の拡充



(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、町全域とします。

(2) 教育・保育施設の充実

①認定こども園及び幼稚園（1号認定、3～5歳児）

【量の見込みの算出根拠】

- ◆ニーズ調査の結果と近年の実績を勘案し、R7年度以降の量を推計しました。
- ◆1号認定のニーズは、おおむね減少傾向がみられます。

(単位：人)		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
①量の見込み	1号	74	70	71	63	66	
	町外受託	0	0	0	0	0	
	町外委託（1号内数）	36	36	36	36	36	
	計	74	70	71	63	66	
②確保方策	1号認定	町内	90	90	90	90	90
		他市	27	27	27	27	27
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
	計	117	117	117	117	117	
②-①		43	47	46	54	51	

【確保の内容】

- ◆前計画期間における実績では、令和元年度から令和4年度まで定員100人を確保しており、平均充足率（4年間の利用者合計301人÷4年間の定員合計400人）は75.3%でした。
- ◆ニーズは減少傾向がみられることから、既存の利用定員でニーズ量を確保できる見込みです。

②認定こども園及び保育所＋地域型保育（2号認定、3～5歳児）

【量の見込みの算出根拠】

- ◆ニーズ調査の結果と近年の実績を勘案し、R7年度以降の量を推計しました。
- ◆2号認定のニーズは、令和10年度に少し減るものの、おおむね150～160人台で推移すると考えられます。

(単位：人)		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
① 量 の 見 込 み	2号認定	169	159	163	143	150	
	町外受託	10	10	10	10	10	
	町外委託（2号内数）	20	20	20	20	20	
	計	179	169	173	153	160	
② 確 保 方 策	教育・保育※1	町内	185	165	165	165	165
		他市	20	20	20	20	20
	地域型保育						
	認可外保育施設※2	0	0	0	0	0	
	計	205	185	185	185	185	
②-①		26	16	12	32	25	

※1：教育・保育は、認定こども園、保育所（園）

※2：町または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

【確保の内容】

- ◆既存の利用定員でニーズ量を確保できる見込みですが、今後の就労の促進などにより、ニーズ量の増加が見込まれる場合は、定員増などの検討をします。

③認定こども園及び保育所＋地域型保育（3号認定、0～2歳児）

【量の見込みの算出根拠】

- ◆ニーズ調査の結果と近年の実績を勘案し、R7年度以降の量を推計しました。
- ◆3号認定のニーズは、おおむね120～130人台で推移すると考えられます。

(単位：人)		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
①量の見込み	3号認定	126(49)	132(47)	125(47)	124(46)	121(45)	
	町外受託	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)	
	町外委託（3号内数）	7(0)	7(0)	7(0)	7(0)	7(0)	
	計	139(49)	135(47)	128(47)	127(46)	124(45)	
②確保方策	教育・保育※1	町内	82(19)	82(19)	82(19)	82(19)	82(19)
		他市	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)
	地域型保育	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)	
	認可外保育施設※2	0	0	0	0	0	
	計	93(23)	93(23)	93(23)	93(23)	93(23)	
②-①		▲46(26)	▲42(24)	▲35(24)	▲34(23)	▲31(22)	

表中（ ）内は0歳児の内数。

※1：教育・保育は、認定こども園、保育所（園）

※2：町または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

【確保の内容】

- ◆前計画期間における実績は、90人前後で推移しています。ただし、ニーズが高いことを勘案し、保育所の定員増や、小規模保育事業施設による受入れ確保を検討していきます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業

こどもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆平成31年4月から利用者支援事業の母子保健型として子育て世代包括支援センターを設置しており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援を行ってきました。今後は、こども家庭センター型として、事業を推進します。

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

【確保の内容】

- ◆こども家庭センター(1か所)で実施します。

②延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆ニーズ調査の結果を勘案し、R7年度以降の量を推計しました。

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(人)	43	42	42	39	39

【量の見込みと確保の内容】

- ◆計画期間においては、現状の認可保育所数(4か所)で実施します。

③放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。また、嵐山町立小中学校再編基本計画に基づき、学童保育室につきましても再編の検討・整備を進めて参ります。

【量の見込みの算出根拠】

◆ニーズ調査の結果を勘案し、R7年度以降の量を推計しました。

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み (人)	低学年	186	169	154	164	154
	高学年	161	162	149	129	116
	合計	347	331	303	293	270
②確保方策(人)		200	200	200	200	240

【確保の内容】

- ◆前計画期間における実績は、220～230人台で推移しており、小学1年～3年生で定員が埋まる傾向にあります。
- ◆計画期間においては、現状の学童保育室数（4か所、定員200人）を維持し、小学校の空き教室を活用すること等により、提供量を確保します。

【小学校区毎の考え方】

学校区	か所数	定員
菅谷小学校区	2	100人
志賀小学校区	1	60人
七郷小学校区	1	40人
合計	4	200人

④子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【量の見込みの算出根拠】

◆本町での実施実績はありません。

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
確保の内容	必要に応じて対応することとする。				

【確保の内容】

◆必要に応じて、近隣市町実施施設の情報提供を行います。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みの算出根拠】

◆令和4年度は67人、令和5年度は76人に対して訪問しました。

◆人口推計における0歳児人口を量の見込みとしています。

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（人）	65	64	63	62	61
確保方策	実施体制：保健師、看護師 実施機関：健康いきいき課				

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みの算出根拠】

◆前計画期間は、必要に応じて対応してきました。

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
確保の内容	必要に応じて対応することとする。				

【確保の内容】

◆今後も必要に応じて対応することとします。

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの算出根拠】

◆町では、嵐丸ひろばで実施しています。

◆年齢を限らない延べ人数では、令和5年度は8,537人の利用がありました。

◆児童数は減少する見込みですが、事業を実施しながら感じるニーズは高いので、計画の量を確保します。

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み（人回）	526	552	521	513	505
確保方策（人回、か所）	526 1か所	552 1か所	521 1か所	513 1か所	505 1か所

※0～2歳以下家庭のみ

【確保の内容】

◆計画期間においては、地域子育て支援拠点（1か所）で実施します。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みの算出根拠】

①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み（人日）		1,637	1,546	1,591	1,387	1,455
確保方策（人日）	在園児対象型	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

◆量の見込みは、1号認定者の実績と推計人口から算出しました。

◆児童数は減少する見込みですが、今後も利用ニーズが増加することを見込み、計画の量を維持します。

②【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み（人日）		1,435	1,420	1,400	1,299	1,321
確保方策（人日）	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	60	60	60	60	60
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	—	—	—	—	—

【確保の内容】

◆計画期間においては、現状2か所、1日定員6名で実施します。

⑨病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【量の見込みの算出根拠】

◆本町での病児保育事業の実施実績はありません。

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（人日）	－	－	－	－	－

【量の見込みと確保の内容】

- ◆必要に応じて、近隣市町実施施設の情報提供などを行います。
- ◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の中で、病児・病後児預かりとして対応します。

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆利用実績は、令和4年度は22人、令和5年度が26人となっています。
- ◆児童数は減少する見込みですが、今後も利用ニーズが増加することを見込み、計画量を維持します。

	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（人日）	79	76	70	66	61
確保方策（人日）	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	85	85	85	85
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	6	6	6	6
	子育て援助活動支援事業 （就学後）	必要に応じて対応することとする。			

【確保の内容】

- ◆今後も事業の周知や会員数の増加を図り、ニーズに対応します。

⑪妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みの算出根拠】

◆令和4年度は76人、令和5年度は61人に対して実施しました。

◆人口推計における0歳児人口を量の見込みとしています。

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(人)	65	64	63	62	61
確保方策	実施体制：県内の登録医療機関で実施				

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

必要に応じ助成を検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

必要に応じ実施を検討します。

⑭子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の福祉の向上を図るため、訪問支援員が家庭を訪問し、家事、育児等を支援する事業です。令和6年から、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。

【量の見込みの算出根拠】

◆見込み量は、町で実施していた類似事業の実績を基に、0～17歳の推計人口から算出しました。

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（人日）	33	32	31	30	29
確保方策（か所）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【確保の内容】

◆計画期間においては、2か所から訪問支援員が訪問して実施します。

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。令和6年より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。

【量の見込みの算出根拠】

◆見込み量は、町で実施していた類似事業の実績を基に、6～15歳の小中学生年代の推計人口から算出しました。

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（人）	489	470	453	447	428
確保方策（か所）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【確保の内容】

◆計画期間においては、1か所で実施します。

⑩親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。令和6年より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。

今後は、本事業の実施に向けた、調査や検討に取り組みます。

⑪妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。令和7年度から、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられます。

⑫乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。児童が保護者の方と一緒に施設を定期的に利用し、他の児童とかかわったり、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びが経験できる事業です。また、保育士や教諭に子育てに関する疑問や悩みも相談できます。令和7年度から、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、令和8年度から本格実施となる予定です。

今後は、本事業の実施に向けた、調査や検討に取り組みます。

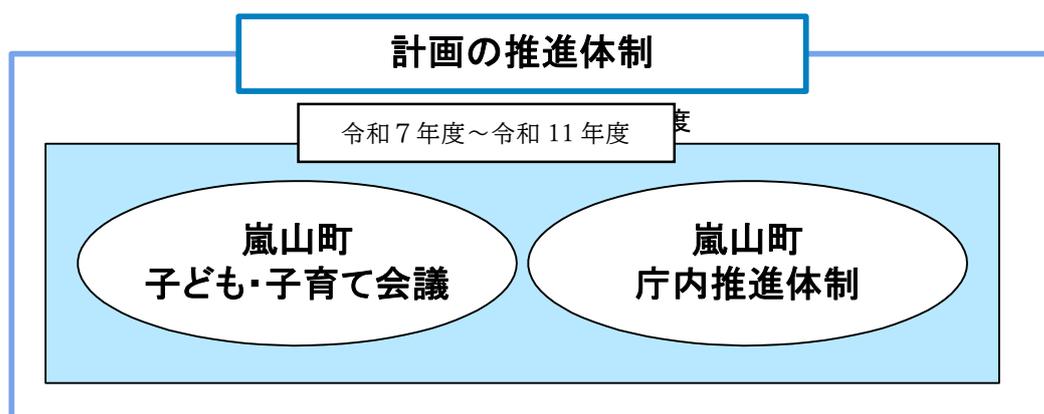
⑬産後ケア事業

母親の育児に関する負担感の軽減を図り、産後も安心して子育てができるよう、支援を必要とする母子に対して、助産師等の専門職が母体の回復・育児指導等を行う事業です。提供体制の整備を図るため、令和7年度から、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられます。

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画は、すべてのこどもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し、町全体として、子ども・子育て支援に取り組みます。



2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

幼稚園、保育所、認定こども園は、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を担う教育・保育施設です。

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域子ども・子育て支援事業があります。

こうした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割をふまえ、社会全体が協力して、一人ひとりのこどもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

(2) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とするこどもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってくるため、合同保育・行事参加、園庭開放など、保育内容に関する教育・保育施設による支援が必要であるとともに、発達に遅れがある可能性があるこどもの早期発見やその家族に対する支援、家庭の養育力の低下等への対応などについても教育・保育施設との連携による相談対応が不可欠です。

また、地域型保育施設については、教育・保育施設が、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要な保育内容などの支援を提供するものとします。

(3) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策

幼稚園、保育所、小学校の垣根を取り払い、連携することで地域の幼児・児童教育の向上を図ります。また、幼稚園の教育と保育所の保育が連携することによって、相互にその質を高め、就学前児童の保育・教育の向上を図っていきます。

(4) 市町村間及び県との間の連携方策

本計画の実現を目指し、地域や企業の理解のもと国・県・他市町村、関係機関と連携を図り、情報提供やイベントの共同開催など効果的な子育て支援ができるよう検討します。

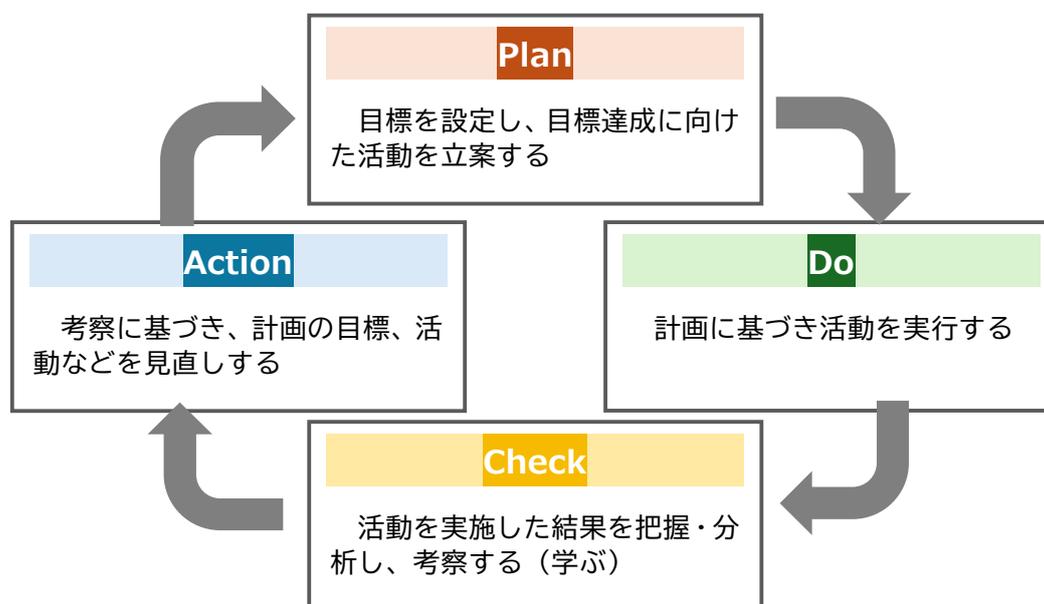
3 計画の点検・評価などの進捗管理

各種施策及び本計画の推進については、PDCAサイクルを意識し、計画の実効性を高めるため、年度ごとに庁内で実施状況を取りまとめ、町民の方などで構成される協議会等での評価審議を行い、その結果は広報等を通じて公表します。

■PDCAサイクル

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の4つの段階で構成される行動システムで、PDCAは各段階の頭文字をつなげたものです。

計画（Plan）は普遍のものではなく、実行に移し（Do）、結果・成果を評価し（Check）、改善・改良を加え（Action）、次の計画（Plan）へつなげることが重要であり、4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという考え方です。



4 こども・子育て支援事業債の活用

こども・子育て支援事業債については、地方公共団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、令和6年度に創設されました。

本計画における、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）の推進にあたっては、こども・子育て支援事業債の活用を検討します。

付 資料編

1 策定の経緯

年 月 日	内 容 等
令和5年8月23日	令和5年度第1回嵐山町子ども・子育て会議
令和6年2月5日	令和5年度第2回嵐山町子ども・子育て会議
2月～3月	嵐山町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の実施
令和6年7月9日	令和6年度第1回嵐山町子ども・子育て会議
8月～11月	こどもの意見聴取実施
12月11日	令和6年度第2回嵐山町子ども・子育て会議
令和7年1月20日～ 2月10日	パブリックコメント募集
3月6日	令和6年度第3回嵐山町子ども・子育て会議

2 嵐山町子ども・子育て会議条例及び名簿

○嵐山町子ども・子育て会議条例

平成27年3月13日

条例第2号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、嵐山町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援施策に関し必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 嵐山町民生委員・児童委員
- (3) 小中学校、幼稚園、保育所及び学童保育室の関係者
- (4) 町内企業又は商工会関係者
- (5) 一般公募者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、会議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附則(平成28年条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附則(令和2年条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和5年条例第11号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○委員名簿

職名		所 属 (役 職 等)	氏 名	任 期
委員	1	嵐山町民生委員・児童委員協議会 (会長)	笠谷 芳子	R5.4.1~R7.3.31
副会長	2	嵐山町民生委員・児童委員協議会 (主任児童委員 菅谷中校区)	秋葉 正幸	R5.4.1~R7.3.31
委員	3	嵐山町民生委員・児童委員協議会 (主任児童委員 玉ノ岡中校区)	松本 悦美	R5.4.1~R7.3.31
委員	4	嵐山P T A連絡協議会 (会長 菅谷小中)	安藤 淳之介	R5.4.1~R7.3.31
委員	5	嵐山P T A連絡協議会 (会長 志賀小)	神田 香子	R5.4.1~R6.3.31
委員		嵐山P T A連絡協議会 (副会長 玉ノ岡中)	横澤 紗智子	R6.4.1~R7.3.31
会長	6	嵐山幼稚園 (園長)	田中 恵子	R5.4.1~R7.3.31
委員	7	東昌保育園 (園長)	池亀 竜行	R5.4.1~R7.3.31
委員	8	東昌第二保育園 (園長)	池亀 聡美	R5.4.1~R7.3.31
委員	9	嵐山若草保育園 (園長)	遠藤 恵美	R5.4.1~R7.3.31
委員	10	嵐山しらこぼと保育園 (園長)	松澤 茂雄	R5.4.1~R6.3.31
委員		嵐山しらこぼと保育園 (園長)	宮下 暢郎	R6.4.1~R7.3.31
委員	11	嵐山町学童保育室 (指導員代表 ひまわりクラブ)	柴原 来禄	R5.4.1~R7.3.31
委員	12	嵐山町社会福祉協議会 (事務局長)	田畑 茂夫	R5.4.1~R7.3.31
委員	13	嵐山町教育委員会 (指導主事)	不破 克人	R5.4.1~R6.3.31
委員		嵐山町教育委員会 (指導主事)	吉井 大輔	R6.4.1~R7.3.31
委員	14	嵐山町商工会 (事務局長)	新井 吉孝	R5.4.1~R7.3.31
委員	15	嵐山幼稚園保護者会 (嵐山幼稚園P T A代表)	國分 朋美	R5.4.1~R6.3.31
委員		嵐山幼稚園保護者会 (嵐山幼稚園P T A代表)	忍田 亜由美	R6.4.1~R7.3.31
委員	16	一般公募	鷹野 麻美	R5.4.1~R7.3.31
委員		一般公募	橋本 将	R5.4.1~R5.10.15

嵐山町 こども計画

<令和7（2025）年度～令和11（2029）年度>

令和7年3月発行
発行 嵐山町
編集 嵐山町福祉課

〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030 番地 1
TEL 0493-62-2150（代表）
町ホームページ <http://www.town.ranzan.saitama.jp/>

こども
まんなか